

北区の国保

令和6年度版
(令和5年度実績)



東京都北区
区民部国保年金課

目 次

第 1	組織と事務分掌	2
第 2	国民健康保険運営協議会	3
第 3	保険者	4
第 4	被保険者	5
第 5	給付状況	11
第 6	保険料	31
第 7	財政	42
第 8	保健事業	46
第 9	趣旨普及	50
第 10	北区国民健康保険事業の歩み	53

第 1 組織と事務分掌

令和 6 年 4 月 1 日現在
() 内は短時間再任用の再掲

国保年金課長

庶務係 14 名 (1 名) 会計年度任用職員 2 名

- 国民健康保険特別会計に関すること。
- 国民健康保険の企画、普及及び統計に関すること。
- 国民健康保険運営協議会に関すること。
- 国民健康保険団体連合会に関すること。
- 国民健康保険の保健事業に関すること。
- 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- 特定健康診査及び特定保健指導の計画、評価並びに統計に関すること。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療の保健事業の連絡調整に関すること。
- 課内他の係に属しないこと。

国保資格係 12 名 会計年度任用職員 2 名

- 国民健康保険被保険者の資格の得喪に関すること。
- 国民健康保険被保険者証に関すること。
- 国民健康保険保険料の賦課に関すること。
- 国民健康保険保険料の減免に関すること。
- 国民健康保険保険料の還付に関すること。
- 国民健康保険保険料の口座振替に関すること。

国保給付係 10 名 会計年度任用職員 5 名

- 医療給付に関すること。
- 一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること。
- 第三者行為に係る求償事務に関すること。
- 診療報酬に関すること。
- 高額療養費貸付金に関すること。

国保保険料係 18 名 会計年度任用職員 3 名

- 国民健康保険保険料その他徴収金の収納及び集計に関すること。
- 国民健康保険保険料の充当に関すること。
- 国民健康保険保険料その他徴収金の滞納整理に関すること。
- 国民健康保険の被保険者実態調査に関すること。
- 国民健康保険料の徴収の嘱託及び受託に関すること。
- 国民健康保険保険料の滞納処分及び差押財産の換価処分に関すること。
- 国民健康保険保険料の徴収猶予及び滞納処分の停止に関すること。
- 国民健康保険徴収指導員に関すること。

高齢医療係 12 名 会計年度任用職員 4 名

- 後期高齢者医療に関すること (東京都後期高齢者医療広域連合が所管する事務は除く。)

国民年金係 12 名 会計年度任用職員 2 名

- 国民年金の企画及び普及に関すること。
- 拠出制国民年金の統計及び報告に関すること。
- 国民年金の相談及び指導に関すること。
- 国民年金被保険者の資格得喪及び諸届の受理並びに送達に関すること。
- 国民年金保険料の免除に関すること。
- 国民年金の受給に関すること。
- 福祉年金に関すること。

第2 国民健康保険運営協議会

1 審議内容

東京都北区国民健康保険運営協議会は、区長の諮問に応じて次の事項を審議する。

- (1) 国民健康保険に関する条例、規則等の制定及び改廃に関すること
- (2) 療養の給付の充実及び改善に関すること
- (3) 保険料の賦課徴収方法に関すること
- (4) 前各号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

2 東京都北区国民健康保険運営協議会委員

令和6年4月1日現在

被保険者を代表する委員	保険医又は保険薬剤師を代表する委員	公益を代表する委員
岡戸 秀雄	増田 幹生（東京都北区医師会）	稲田 耕平
太田 京子	富田 斉（東京都北区医師会）	田口 幸子
太田 斉	板垣 亮平（東京都北区医師会）	春日 裕介
駒崎 洋子	高橋 敬人（東京都北歯科医師会）	伊藤 元司
渡辺 隆子	箕浦 孝昭 （東京都滝野川歯科医師会）	大沢 たかし （北区議会）
	野口 修（北区薬剤師会）	竹田 ひろし （北区議会）

（ ）内は推薦母体

3 令和5年度審議事項

第1回 令和6年2月22日開催

1 諮問事項

- (1) 東京都北区国民健康保険条例の一部改正について

2 報告事項

- (1) 「東京都北区国民健康保険保健事業の実施計画」及び「東京都北区国民健康保険特定健診等実施計画」の改定について
- (2) 令和4年度特定健康診査・特定保健指導実績報告について

第3 保険者

1 保険者

従来、区市町村が保険者となって国保を運営していたが、国保財政の安定化や事務の標準化など、将来にわたって持続可能な制度を確保するため、平成30年度から、都道府県も区市町村とともに国保の運営を担うこととなった。

東京都が主体となって財政運営を担い、北区は引き続き、国保の適用開始・終了、保険給付の決定、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を担う。

都道府県と区市町村それぞれの役割

	東京都の主な役割	区の主な役割
財政運営	財政運営の責任主体 ・区市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	国保事業費納付金を都道府県に納付
資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	地域住民との身近な関係の中、資格を管理（被保険者証等の発行）
保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、区市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
保険給付	・給付に必要な費用を、全額、区市町村に対して支払い ・区市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
保健事業	区市町村に対し、必要な助言・支援	被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施（データヘルス事業等）

第4 被保険者

1 被保険者

(1) 被保険者

北区に住所を有する者は、国民健康保険法第5条の規定により本人の意思にかかわらず、東京都国民健康保険の被保険者となる。

ただし、次のいずれかに該当する者は国民健康保険に加入できない。

- ① 健康保険法の被保険者とその被扶養者
- ② 船員保険法の被保険者とその被扶養者
- ③ 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員とその被扶養者
- ④ 地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員とその被扶養者
- ⑤ 私立学校教職員共済制度の加入者とその被扶養者
- ⑥ 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者（後期高齢者医療制度の被保険者）
- ⑦ 生活保護受給者
- ⑧ 国民健康保険組合の被保険者
- ⑨ 住民票がない外国人及び決定された在留資格が3か月以下又は在留資格を有しない外国人
- ⑩ 在留資格が「特定活動」である医療・観光・保養目的の外国人
- ⑪ その他法令又は条例により適用除外とされている者

(2) 退職被保険者等

退職等で被用者保険から国民健康保険へ移行することによる国民健康保険の医療費負担の急増を緩和するために設けられた退職者医療制度に該当する被保険者をいう。

当該制度は平成20年度に廃止されたが、平成26年度までは経過措置として新規適用を行っていた。平成27年度以降は、現在の適用者全員が一般被保険者となるまで制度を存続させる予定であったが、令和6年4月から制度を前倒しで廃止された。

(3) 前期高齢者・後期高齢者

65歳以上75歳未満の者を前期高齢者といい、75歳以上の者を後期高齢者という。

前期高齢者については、都道府県単位で保険者間の加入率の差異による医療費負担の不均衡を調整している。

負担調整の事務は社会保険診療報酬支払基金が行い、前期高齢者加入率が全国平均を下回る各保険者から「前期高齢者納付金」と「事務費拠出金」を徴収し、前期高齢者加入率が全国平均を上回る都道府県に対し「前期高齢者交付金」を交付する。

都道府県は、前期高齢者交付金を財源に、区市町村へ保険給付費等交付金(普通交付金)を交付する。

後期高齢者と 65 歳以上の障害者で後期高齢者医療広域連合から認定を受けた者は、平成 20 年 4 月から始まった後期高齢者医療制度の被保険者となる。

後期高齢者医療制度の財源は、1 割が後期高齢者医療制度の被保険者から徴収する保険料、4 割が各保険者から拠出される支援金、5 割が公費となっている。

(4) 70 歳以上の被保険者

後期高齢者医療制度の被保険者である障害者を除き、70 歳から 74 歳の者には「高齢受給者証」が交付される。これを「被保険者証」とともに医療機関の窓口にて提示することにより、医療費の自己負担割合を軽減できる。

自己負担割合は、所得区分が現役並みの被保険者が 3 割である。それ以外の所得区分の被保険者は、2 割である。

(5) 介護保険被保険者

40 歳以上の者は介護保険に加入しなければならないことになっており、第 1 号被保険者(65 歳以上の者)と第 2 号被保険者(40 歳から 64 歳までの者)とがある。

第 2 号被保険者の介護保険料は、医療保険の保険料と合わせて徴収される。

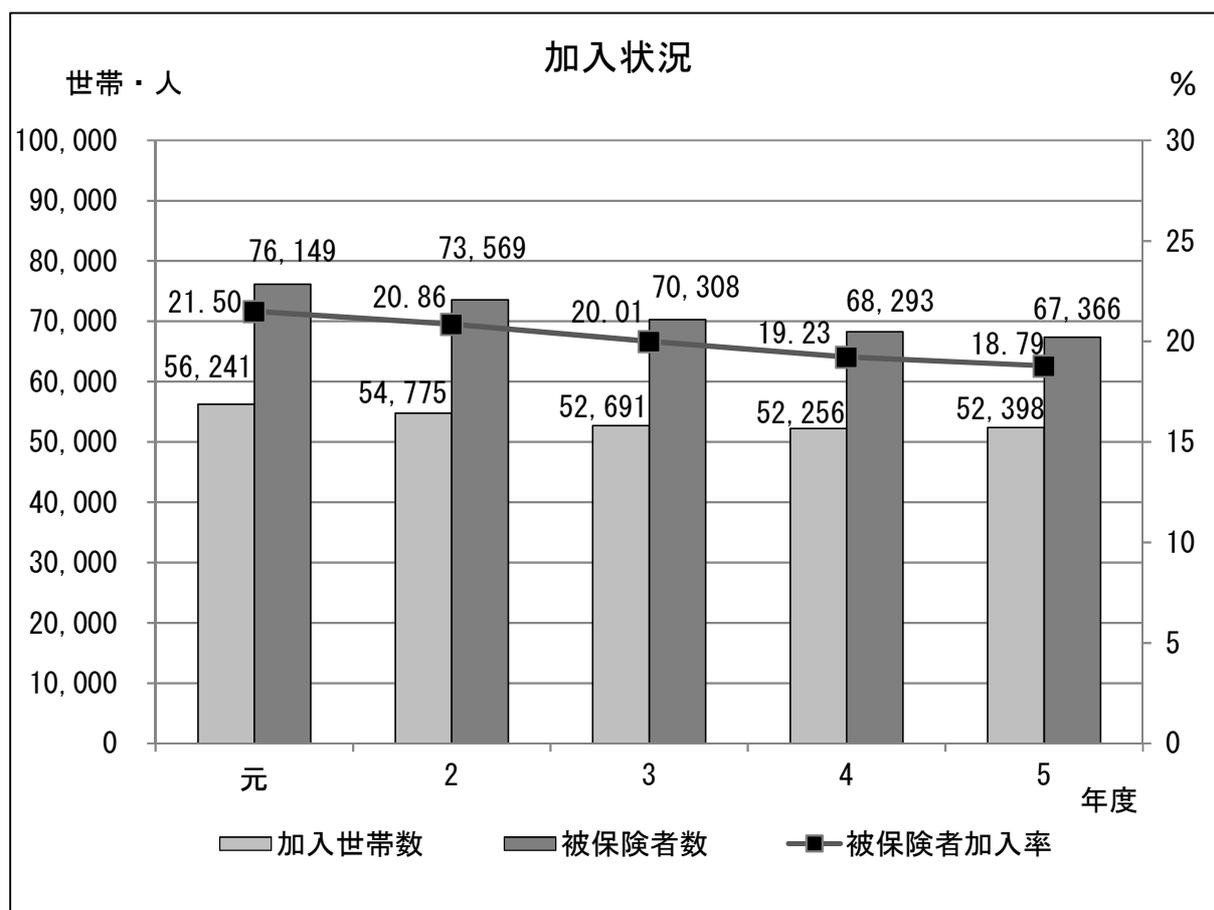
2 世帯数・被保険者数・加入率

加入状況

年度末現在

年度	北 区		国民健康保険加入者		加入率	
	世帯数	人口（人）	世帯数	被保険者数（人）	世帯加入率（%）	被保険者加入率（%）
元	199,328	354,222	56,241	76,149	28.22	21.50
2	199,491	352,638	54,775	73,569	27.46	20.86
3	199,864	351,390	52,691	70,308	26.36	20.01
4	204,342	355,170	52,256	68,293	25.57	19.23
5	208,413	358,516	52,398	67,366	25.14	18.79

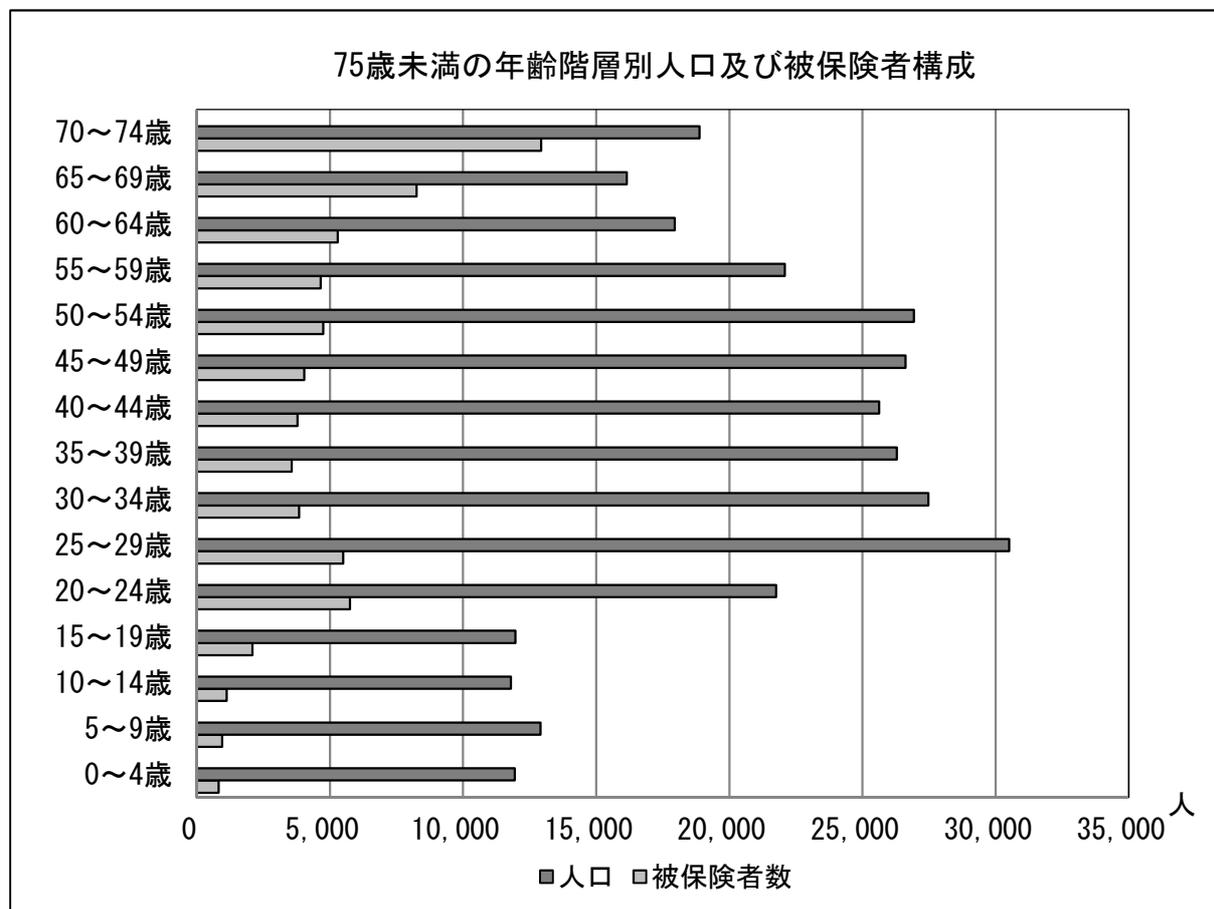
※被保険者数は年度末（3月31日）現在。人口は翌日の4月1日現在。



75歳未満の年齢階層別人口及び被保険者数

年度末現在

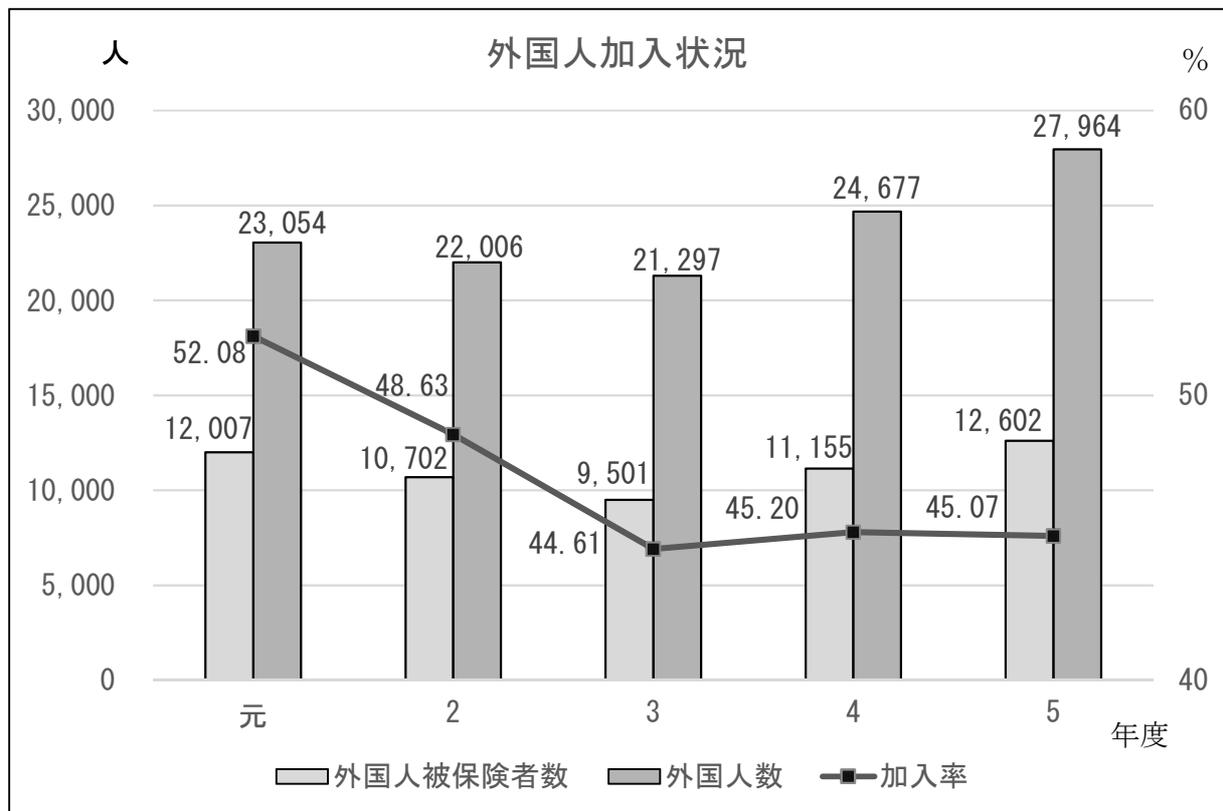
区分	人口 (人)	被保険者数(人)	加入率(%)
0～4歳	11,945	818	6.85
5～9歳	12,904	956	7.41
10～14歳	11,799	1,123	9.52
15～19歳	11,963	2,090	17.47
20～24歳	21,752	5,757	26.47
25～29歳	30,505	5,501	18.03
30～34歳	27,478	3,850	14.01
35～39歳	26,286	3,567	13.57
40～44歳	25,623	3,785	14.77
45～49歳	26,616	4,037	15.17
50～54歳	26,930	4,749	17.63
55～59歳	22,084	4,654	21.07
60～64歳	17,945	5,290	29.48
65～69歳	16,148	8,260	51.15
70～74歳	18,886	12,929	68.46
合計	308,864	67,366	21.81



外国人加入状況

年度末現在

年度	外国人人数 (人)	国民健康保険加入者数 (人)	加入率 (%)
元	23,054	12,007	52.08
2	22,006	10,702	48.63
3	21,297	9,501	44.61
4	24,677	11,155	45.20
5	27,964	12,602	45.07



3 被保険者資格得喪事由

資格取得事由内訳

単位 人

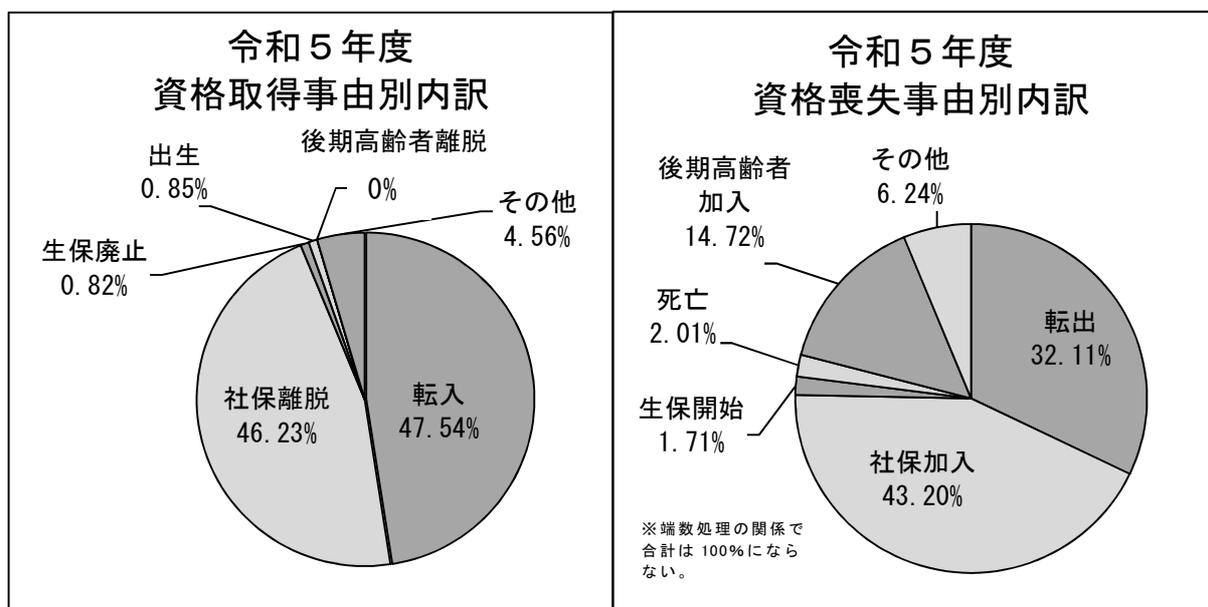
年度	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	計
元	9,569	9,737	154	240	1	1,540	21,241
2	7,203	9,944	143	229	1	1,403	18,923
3	6,289	9,752	147	183	0	691	17,062
4	10,490	9,610	172	169	0	875	21,316
5	10,438	10,150	179	186	0	1,002	21,955

※後期高齢者離脱とは、65歳～74歳の障害者が一旦後期高齢者医療制度に加入したが、その後、国民健康保険に戻って資格を得た場合をいう。

資格喪失事由内訳

単位 人

年度	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	計
元	9,169	10,459	423	457	2,726	2,115	25,349
2	7,536	8,762	442	516	2,228	2,019	21,503
3	6,639	8,725	455	532	2,826	1,146	20,323
4	6,991	9,941	484	517	3,725	1,673	23,331
5	7,348	9,886	392	461	3,368	1,427	22,882



第5 給付状況

1 保険給付

保険給付の種類

法定給付	絶対的・必要給付	療養の給付、療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費
	相対的・必要給付	出産育児一時金、葬祭費
任意給付	条例等が根拠	結核医療給付金、精神医療給付金、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

2 療養の給付（現物給付）

(1) 種類

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

(2) 一部負担金

年齢	一部負担金の割合
就学前児童	2割
就学児童から70歳未満	3割
70歳以上75歳未満	2割（現役並み所得者は3割）

(3) 国民健康保険で受けられない診療

- ① 病気とみなされないもの（美容整形、正常な妊娠・分娩、健康診断、予防接種等）
- ② 仕事上のケガや病気（労災保険適用）
- ③ その他（けんか、犯罪によるケガや病気）

(4) 国民健康保険と交通事故

交通事故の被害者の治療費は加害者が負担すべきものであるが、それができない事情があるときは、一旦国民健康保険を使って治療を受け、後で国民健康保険が加害者に費用を求償することができる。

3 療養費（現金給付）

下記の場合、被保険者が一旦医療費を10割支払った後、事後の申請が認められたときに給付割合に応じた額を支給する。

- (1) 緊急のときや旅行先等、やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで治療を受けたとき
- (2) コルセット等治療用装具を購入したとき
- (3) 骨折やねんざ等で柔道整復師による施術を受けたとき
- (4) 医師が治療上必要と認め、あん摩・マッサージ・はり・きゅうの施術を受けたとき
- (5) 生血を輸血したとき（第三者に限る）
- (6) 海外渡航中に急な病気やケガで治療を受けたとき
- (7) 骨髄移植や臍帯血等の搬送費を負担したとき

4 移送費

病気やケガで移動が困難なため、医師の指示により緊急やむを得ず移送され、かつ保険者が必要と認めた場合に支給する。

5 療養諸費

療養諸費（療養の給付、療養費、移送費の合計）

年度/ 区分	費用額 <A> (円)	保険者負担分 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分 (円)	費用額 伸び率 (%)	
元	一般	27,152,883,271	19,834,721,564	6,445,125,836	873,035,871	-1.32
	退職	33,982,608	23,669,034	8,905,196	1,408,378	-78.16
	計	27,186,865,879	19,858,390,598	6,454,031,032	874,444,249	-1.75
2	一般	25,446,035,238	18,616,432,766	5,974,628,319	854,974,153	-6.29
	退職	310,240	222,628	72,398	15,214	-99.09
	計	25,446,345,478	18,616,655,394	5,974,700,717	854,989,367	-6.40
3	一般	26,742,342,918	19,624,755,556	6,188,227,834	929,359,528	5.09
	退職	-136,867	-95,806	-57,192	16,131	-
	計	26,742,206,051	19,624,659,750	6,188,170,642	929,375,659	5.09
4	一般	26,303,849,935	19,283,107,550	6,081,201,998	939,540,387	-1.64
	退職	6,781	4,745	-514	2,550	-
	計	26,303,856,716	19,283,112,295	6,081,201,484	939,542,937	-1.64
5	一般	25,800,891,124	18,891,881,151	6,025,368,334	883,641,639	-1.91
	退職	0	0	0	0	-100.00
	計	25,800,891,124	18,891,881,151	6,025,368,334	883,641,639	-1.91

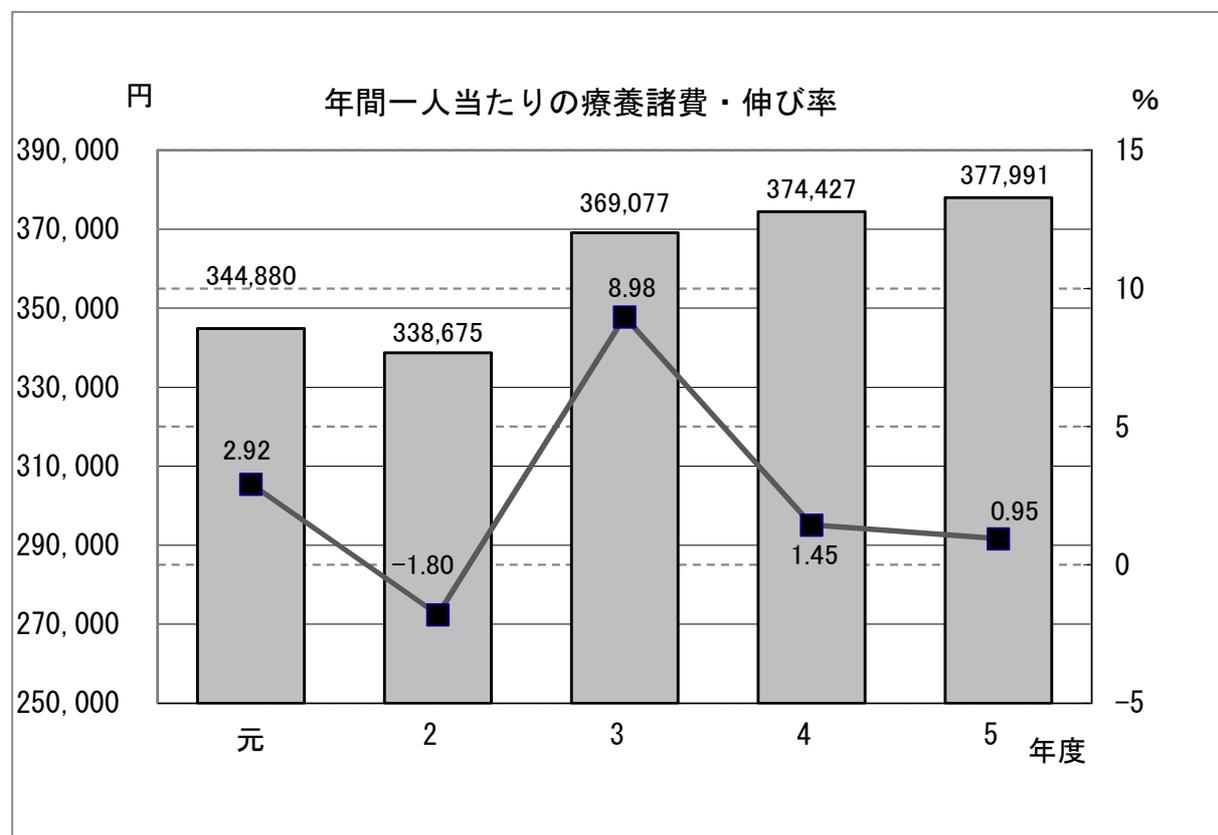
※一部負担金とは、被保険者が医療機関に支払った医療費のことをいう。

※他法負担分とは、法律、条例等に基づく公費負担分のことをいう。

※平成20年度以降の他法負担分には、指定公費負担医療（70歳以上75歳未満の医療費窓口負担が1割から2割に引き上げられたが、1割に据え置くために国が財政措置したもの）を含む。

年度/ 区分	年間平均被保険者数 (人)	受診件数 <C> (件)	年間一人当たりの受診件数 <C/B> (件)	
元	一般	78,770	1,245,048	15.81
	退職	60	1,363	22.72
	計	78,830	1,246,411	15.81
2	一般	75,135	1,087,964	14.48
	退職	0	17	-
	計	75,135	1,087,981	14.48
3	一般	72,457	1,142,900	15.77
	退職	0	-24	-
	計	72,457	1,142,876	15.77
4	一般	70,251	1,122,927	15.98
	退職	0	-8	-
	計	70,251	1,122,919	15.98
5	一般	68,258	1,108,210	16.24
	退職	0	0	-
	計	68,258	1,108,210	16.24

年度/区分		年間一人当たりの療養諸費 <A/B> (円)	年間一件当たりの療養諸費 <A/C> (円)	年間一人当たりの療養諸費の伸び率 (%)
元	一般	344,711	21,809	3.05
	退職	566,377	24,932	17.93
	全体	344,880	21,812	2.92
2	一般	338,671	23,389	-1.75
	退職	-	18,249	-
	全体	338,675	23,389	-1.80
3	一般	369,079	23,399	8.98
	退職	-	-	-
	全体	369,077	23,399	8.98
4	一般	374,427	23,424	1.45
	退職	-	-	-
	全体	374,427	23,425	1.45
5	一般	377,991	23,282	0.95
	退職	-	-	-
	全体	377,991	23,282	0.95



療養の給付

年度/ 区分	費用額 <A> (円)	保険者負担分 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分 (円)	費用額 伸び率 (%)	
元	一般	26,715,944,558	19,516,912,054	6,328,192,209	870,840,295	-1.22
	退職	32,956,105	22,950,498	8,597,229	1,408,378	-78.15
	計	26,748,900,663	19,539,862,552	6,336,789,438	872,248,673	-1.64
2	一般	25,080,748,124	18,350,440,308	5,876,688,730	853,619,086	-6.12
	退職	243,340	175,798	52,328	15,214	-99.26
	計	25,080,991,464	18,350,616,106	5,876,741,058	853,634,300	-6.24
3	一般	26,373,274,829	19,355,807,773	6,089,259,806	928,207,250	5.15
	退職	-136,867	-95,806	-57,192	16,131	-
	計	26,373,137,962	19,355,711,967	6,089,202,614	928,223,381	5.15
4	一般	25,942,567,139	19,019,508,628	5,985,069,530	937,988,981	-1.63
	退職	6,781	4,745	-514	2,550	-
	計	25,942,573,920	19,019,513,373	5,985,069,016	937,991,531	-1.63
5	一般	25,447,842,117	18,635,218,092	5,930,720,252	881,903,773	-1.91
	退職	0	0	0	0	-
	計	25,447,842,117	18,635,218,092	5,930,720,252	881,903,773	-1.91

年度/区分	年間平均被保険者数 (人)	受診件数 <C> (件)	年間一人当たりの受診件数 <C/B> (件)	
元	一般	78,770	1,202,861	15.27
	退職	60	1,267	21.12
	計	78,830	1,204,128	15.27
2	一般	75,135	1,053,774	14.03
	退職	0	11	-
	計	75,135	1,053,785	14.03
3	一般	72,457	1,106,876	15.28
	退職	0	-24	-
	計	72,457	1,106,852	15.28
4	一般	70,251	1,087,992	15.49
	退職	0	-8	-
	計	70,251	1,087,984	15.49
5	一般	68,258	1,074,098	15.74
	退職	0	0	-
	計	68,258	1,074,098	15.74

年度/区分		年間一人当たりの 療養の給付費 <A/B> (円)	年間一件当たりの 療養の給付費 <A/C> (円)	年間一人当たりの療 養の給付費の伸び率 (%)
元	一般	339,164	22,210	3.16
	退職	549,268	26,011	18.01
	全体	339,324	22,214	3.04
2	一般	333,809	23,801	-1.58
	退職	-	22,122	-
	全体	333,812	23,801	-1.62
3	一般	363,985	23,827	9.04
	退職	-	-	-
	全体	363,983	23,827	9.04
4	一般	369,284	23,844	1.46
	退職	-	-	-
	全体	369,284	23,845	1.46
5	一般	372,818	23,692	0.96
	退職	-	-	-
	全体	372,818	23,692	0.96

療養費

年度/区分		費用額 <A> (円)	保険者負担分 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分 (円)	費用額 伸び率 (%)
元	一般	436,938,713	317,760,810	116,982,327	2,195,576	-7.39
	退職	1,026,503	718,536	307,967	0	-78.63
	計	437,965,216	318,479,346	117,290,294	2,195,576	-8.11
2	一般	365,287,114	265,988,558	97,943,489	1,355,067	-16.40
	退職	66,900	46,830	20,070	0	-93.48
	計	365,354,014	266,035,388	97,963,559	1,355,067	-16.58
3	一般	369,068,089	268,947,783	98,968,028	1,152,278	1.04
	退職	0	0	0	0	-
	計	369,068,089	268,947,783	98,968,028	1,152,278	1.02
4	一般	361,282,796	263,589,212	96,142,178	1,551,406	-2.11
	退職	0	0	0	0	-
	計	361,282,796	263,589,212	96,142,178	1,551,406	-2.11
5	一般	353,035,327	256,552,329	94,745,132	1,737,866	-2.28
	退職	0	0	0	0	-
	計	353,035,327	256,552,329	94,745,132	1,737,866	-2.28

年度/区分		年間平均被保険者数 (人)	受診件数 <C> (件)	年間一人当たりの受診件数 <C/B> (件)
元	一般	78,770	42,180	0.54
	退職	60	96	1.60
	計	78,830	42,276	0.54
2	一般	75,135	34,189	0.46
	退職	0	6	-
	計	75,135	34,195	0.46
3	一般	72,457	36,024	0.50
	退職	0	0	-
	計	72,457	36,024	0.50
4	一般	70,251	34,933	0.50
	退職	0	0	-
	計	70,251	34,933	0.50
5	一般	68,258	34,104	0.50
	退職	0	0	-
	計	68,258	34,104	0.50

年度/区分		年間一人当たりの療養費	年間一件当たりの療養費	年間一人当たりの療養費の伸び率
		<A/B> (円)	<A/C> (円)	(%)
元	一般	5,547	10,359	-3.22
	退職	17,108	10,693	15.41
	全体	5,556	10,360	-3.74
2	一般	4,862	10,684	-12.35
	退職	-	11,150	-
	全体	4,863	10,684	-12.48
3	一般	5,094	10,245	4.77
	退職	-	-	-
	全体	5,094	10,245	4.75
4	一般	5,143	10,342	0.96
	退職	-	-	-
	全体	5,143	10,342	0.96
5	一般	5,172	10,352	0.57
	退職	-	-	-
	全体	5,172	10,352	0.57

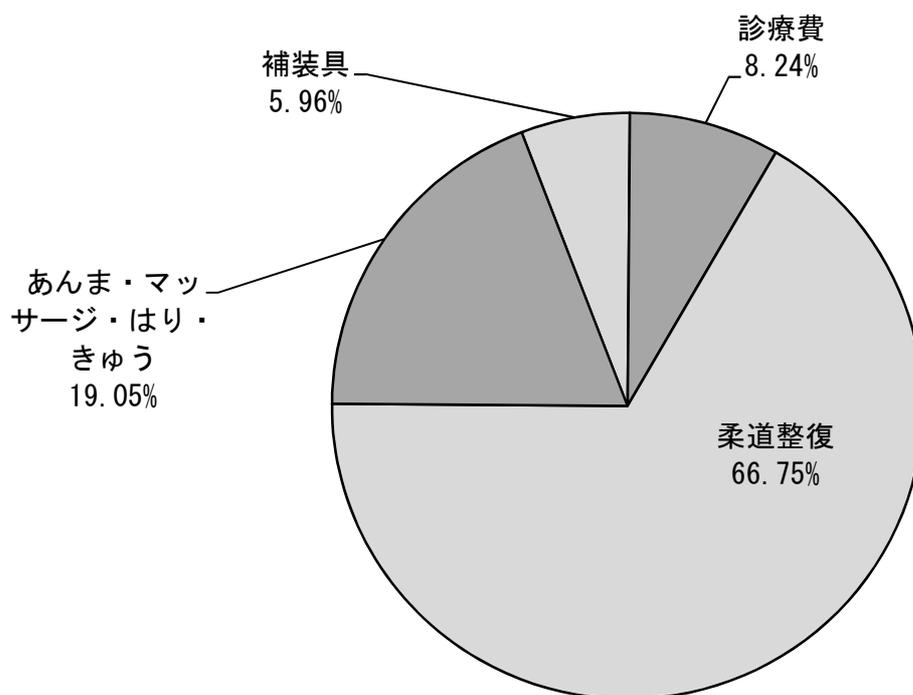
移送費

年度/区分		件数 (件)	費用 (円)
元	一般	0	0
	退職	0	0
	計	0	0
2	一般	0	0
	退職	0	0
	計	0	0
3	一般	0	0
	退職	0	0
	計	0	0
4	一般	0	0
	退職	0	0
	計	0	0
5	一般	1	13,680
	退職	0	0
	計	1	13,680

療養費保険者負担分の内訳

区 分		件数 (件)	保険者負担額 (円)
診療費 (やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで治療を受けたとき)	一般	1,119	21,145,536
	退職	0	0
	計	1,119	21,145,536
補装具 (コルセット等の補装具を購入したとき)	一般	582	15,294,891
	退職	0	0
	計	582	15,294,891
柔道整復 (骨折やねんざなどで接骨院において施術を受けたとき)	一般	29,500	171,241,948
	退職	0	0
	計	29,500	171,241,948
医師の指示によるあんま・マッサージ・はり・きゅう	一般	2,903	48,869,954
	退職	0	0
	計	2,903	48,869,954
計	一般	34,104	256,552,329
	退職	0	0
	計	34,104	256,552,329

療養費保険者負担分の内訳 (支給額)



6 高額療養費

(1) 高額療養費

被保険者が1か月間に受けた療養（食事療養費等は除く）に係る一部負担金下表の金額を超えた場合に、その超えた額を申請により世帯主に支給する。

70歳未満の自己負担限度額（同じ医療機関で同じ月に21,000円以上自己負担したものを合算）

所得要件（世帯）	区分	世帯自己負担限度額	
			多数該当 ※4
所得901万円超の世帯、 または未申告者がいる世帯	上位所得世帯（ア）	252,600円+1% ※1	140,100円
所得600万円超～901万円以下の世帯	上位所得世帯（イ）	167,400円+1% ※2	93,000円
所得210万円超～600万円以下の世帯	課税世帯（ウ）	80,100円+1% ※3	44,400円
所得210万円以下の世帯	課税世帯（エ）	57,600円	44,400円
住民税非課税の世帯	非課税世帯（オ）	35,400円	24,600円

※ 上記所得は国保加入者の基礎控除後の所得

70 歳以上 75 歳未満の自己負担限度額

所得要件（世帯）	区分	自己負担限度額	
		個人単位 （外来）	世帯単位（入院＋外来）
課税所得 690 万円以上の世帯に属する方	現役並み所得者Ⅲ		252,600 円 + 1% ※1 （多数該当 140,100 円） ※4
課税所得 380 万円以上～690 万円未満の世帯に属する方	現役並み所得者Ⅱ		167,400 円 + 1% ※2 （多数該当 93,000 円） ※4
課税所得 145 万円以上～380 万円未満の世帯に属する方	現役並み所得者Ⅰ		80,100 円 + 1% ※3 （多数該当 44,400 円） ※4
課税所得 145 万円未満の世帯に属する方	一般	18,000 円 ※5	57,600 円 （多数該当 44,400 円） ※6
住民税非課税世帯に属する方	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
住民税非課税世帯でかつ全員の所得が 0 円 （年金収入 80 万円以下）	低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

- ※1 総医療費（10 割分）が 842,000 円を超えた場合、超えた額の 1% を加算。
- ※2 総医療費（10 割分）が 558,000 円を超えた場合、超えた額の 1% を加算。
- ※3 総医療費（10 割分）が 267,000 円を超えた場合、超えた額の 1% を加算。
- ※4 過去 12 か月間に 4 回以上高額療養費に該当した場合に適用される限度額。
- ※5 1 年間（8 月 1 日～翌年 7 月 31 日）の外来自己負担額が 144,000 円を超えた場合、超過分は後日還付対象となる。
- ※6 過去 12 か月間に 4 回以上高額療養費に該当した場合に適用される限度額。
（外来のみの高額療養費は回数に含まない。）

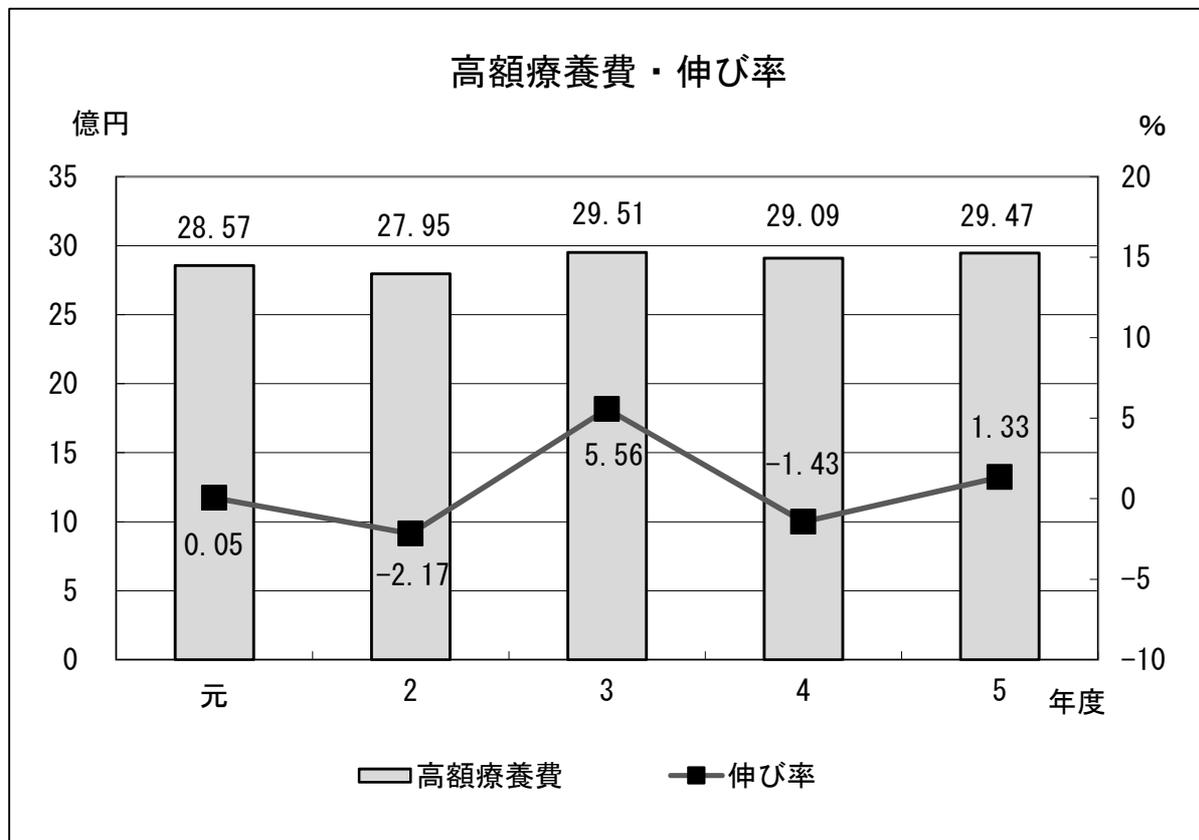
(2) 限度額適用認定証

事前に「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯の者は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の交付を受けて、受診の際に医療機関へ提示すると、1 か月の 1 医療機関ごと（入院と外来は別計算）の医療費の支払いが (1) の自己負担限度額までとなる。

なお、保険料の滞納がある場合、原則として証は交付しない。

高額療養費

年度/区分		件数 (件)	高額療養費 (円)	一件当たり高額療養費 (円)	高額療養費伸び率 (%)
元	一般	50,030	2,852,352,010	57,013	0.57
	退職	84	4,846,264	57,694	-75.29
	計	50,114	2,857,198,274	57,014	0.05
2	一般	50,396	2,794,727,067	55,455	-2.02
	退職	6	400,981	66,830	-91.73
	計	50,402	2,795,128,048	55,457	-2.17
3	一般	52,192	2,950,679,640	56,535	5.58
	退職	-6	-4,545	-	-
	計	52,186	2,950,675,095	56,542	5.56
4	一般	53,460	2,908,534,718	54,406	-1.43
	退職	0	0	0	-
	計	53,460	2,908,534,718	54,406	-1.43
5	一般	51,958	2,947,363,254	56,726	1.33
	退職	0	0	0	-
	計	51,958	2,947,363,254	56,726	1.33



(3) 高額療養費貸付

医療費の支払いが一時的に困難であり、かつ高額療養費の支給見込みのある被保険者（世帯主）に対して貸付を行っている。

- ① 貸付額 高額療養費支給見込み額の9割以内の額
- ② 返済 高額療養費の支給をもって充てる
- ③ 利子 無利子
- ④ 保証人 不要

年度	貸付額		返還額		基金額 (円)	一件当たり 貸付額 (円)
	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)		
元	0	0	0	0	10,000,000	0
2	0	0	0	0	10,000,000	0
3	0	0	0	0	10,000,000	0
4	0	0	0	0	10,000,000	0
5	0	0	0	0	10,000,000	0

※ひと月の一医療機関での医療費の支払いは、70歳以上の者は高額療養費の限度額までであったが、平成19年4月からは70歳未満の者も限度額適用認定証の交付を受け、提示することにより同様の取り扱いがされることとなった。さらに、平成24年度からは外来診療にも適用されることになり、被保険者が一時的に高額な費用を調達する必要が減少した。しかし、限度額適用認定証の交付を受けていない、複数の医療機関で高額な医療を受けているなどの理由により、限度額を超えて医療費を支払う必要がある被保険者がいるため、その療養を確保するための制度として存続している。

(4) 高額医療・高額介護合算制度

高額療養費等を差し引いたあとの医療保険と介護保険の1年間の自己負担額の合計が年間の自己負担限度額を超えたとき、その超えた額を世帯主に支給する。

年度	件数 (件)	支給額 (円)
元	149	5,478,762
2	201	6,087,991
3	178	5,567,529
4	180	6,031,422
5	194	6,830,155

(5) 特定疾病療養受療証（高額長期疾病）

高額の治療を長期に継続する必要がある病気（人工透析の必要な慢性腎不全や、血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症など）の患者について、自己負担限度額 1 万円（70 歳未満の上位所得世帯の人工透析は 2 万円）を超える額を支給する。

7 その他の保険給付

(1) 出産育児一時金

被保険者が出産した場合に出産児一人につき50万円を世帯主に支給する（出産年月日が令和5年3月31日までは42万円）。妊娠85日以上であれば死産・流産の場合も支給する。

平成21年10月から、医療機関が被保険者に代わって支給申請及び受取を直接保険者で行う直接支払制度が始まった。また、平成23年度からは、小規模医療機関等を対象とした受取代理制度が始まった。これらを利用すると、一旦高額な出産費用を調達する必要がなくなり、被保険者の経済的負担を軽減することができる。

(2) 葬祭費

被保険者が死亡した場合、その葬祭を行った者に 7 万円を支給する。

(3) 結核医療給付金

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき結核通院医療を受けている者で、住民税が非課税（18歳未満の場合はその世帯主が非課税）の場合、自己負担額（医療費の5パーセント）を支給する。

(4) 精神医療給付金

自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている者で、国民健康保険世帯員全員の住民税が非課税の場合、医療費の月ごとの自己負担上限額までを支給する。

(5) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に感染した場合等で、その療養のため仕事に行くことができなかった期間において、給与の一部を補てんするために、国民健康保険から傷病手当金を支給している。

その他の保険給付

年 度	出産育児一時金		葬祭費		結核・精神医療給付金		傷病手当金*1	
	件数 (件)	給付額 (円)	件数 (件)	給付額 (円)	件数 (件)	給付額 (円)	件数 (件)	給付額 (円)
元	247	103,740,000	395	27,650,000	27,124	30,998,389	-	-
2	237	99,540,000	450	31,500,000	27,251	31,089,699	12	970,826
3	198	83,160,000	443	31,010,000	28,132	32,369,374	51	2,139,841
4	184	77,280,000	463	32,445,000	28,397	32,502,026	167	5,237,789
5	178	85,880,000	394	27,580,000	28,802	32,662,072	13	334,888

*1 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金（適用期間：令和2年1月1日から令和5年5月7日まで）

8 不当利得・不正利得・公害求償・第三者行為

(1) 不当利得

社会保険への加入や転出等の理由により資格を喪失した後に保険給付を受けた場合、当該医療費の保険者負担分の返還を求める。

(2) 不正利得

被保険者証の不正使用、偽りその他不正行為により保険給付を受けた場合、その給付の全額又は一部を徴収する。

また、保険医療機関等における不正請求について、当該機関に対し返還を求める。

(3) 公害求償

公害健康被害補償法に基づく補償給付は、国保法に基づく保険給付に優先する。公害健康被害補償法に基づき公害病と認定された被保険者が、公害医療機関以外の医療機関で保険診療を受けた場合、保険給付した金額について求償する。

(4) 第三者行為

交通事故等第三者の行為によって生じた負傷について被保険者が治療を受けた場合、保険給付した額を被保険者に代わって第三者に請求する。

不当利得（現年分+滞繰分）

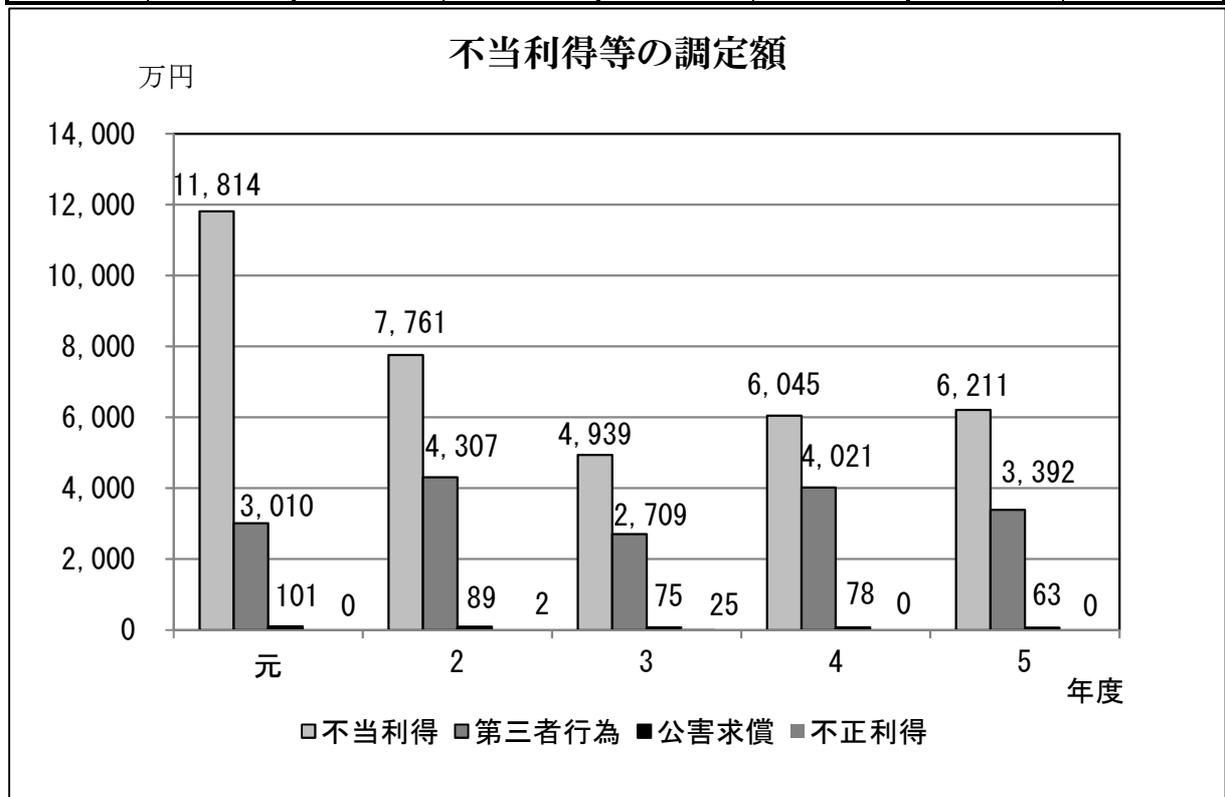
年度/区分		返還請求額		収納額		収納率	
		件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（%）	金額（%）
元	一般	10,505	116,415,988	3,381	73,107,239	32.18	62.80
	退職	47	1,725,813	44	1,707,863	93.62	98.96
	計	10,552	118,141,801	3,425	74,815,102	32.46	63.33
2	一般	5,286	76,739,121	2,211	48,048,143	41.83	62.61
	退職	14	873,440	11	855,490	78.57	97.94
	計	5,300	77,612,561	2,222	48,903,633	41.92	63.01
3	一般	5,145	49,237,971	2,592	23,796,474	50.38	48.33
	退職	26	154,337	24	139,887	92.31	90.64
	計	5,171	49,392,308	2,616	23,936,361	50.59	48.46
4	一般	3,883	60,383,593	1,490	39,955,522	38.37	66.17
	退職	13	62,168	12	59,718	92.31	96.06
	計	3,896	60,445,761	1,502	40,015,240	38.55	66.20
5	一般	3,355	62,106,085	1,233	26,575,476	36.75	42.79
	退職	0	0	0	0	-	-
	計	3,355	62,106,085	1,233	26,575,476	36.75	42.79

第三者行為・公害求償（現年分+滞繰分）

年度/区分			調定額		収納額		収納率	
			件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(%)	金額(%)
元	第三者行為	一般	426	30,098,906	392	22,496,786	92.02	74.74
		退職	0	0	0	0	-	-
		小計	426	30,098,906	392	22,496,786	92.02	74.74
	公害求償	一般	154	1,013,122	154	1,013,122	100.00	100.00
		退職	0	0	0	0	-	-
		小計	154	1,013,122	154	1,013,122	100.00	100.00
	合計			580	31,112,028	546	23,509,908	94.14
2	第三者行為	一般	419	43,067,725	364	36,665,605	86.87	85.13
		退職	0	0	0	0	-	-
		小計	419	43,067,725	364	36,665,605	86.87	85.13
	公害求償	一般	133	888,907	133	888,907	100.00	100.00
		退職	0	0	0	0	-	-
		小計	133	888,907	133	888,907	100.00	100.00
	合計			552	43,956,632	497	37,554,512	90.04
3	第三者行為	一般	304	27,090,455	268	19,596,563	88.16	72.34
		退職	0	0	0	0	-	-
		小計	304	27,090,455	268	19,596,563	88.16	72.34
	公害求償	一般	118	748,364	118	748,364	100.00	100.00
		退職	0	0	0	0	-	-
		小計	118	748,364	118	748,364	100.00	100.00
	合計			422	27,838,819	386	20,344,927	91.47
4	第三者行為	一般	285	40,206,127	281	32,712,235	98.60	81.36
		退職	0	0	0	0	-	-
		小計	285	40,206,127	281	32,712,235	98.60	81.36
	公害求償	一般	127	783,156	127	783,156	100.00	100.00
		退職	0	0	0	0	-	-
		小計	127	783,156	127	783,156	100.00	100.00
	合計			412	40,989,283	408	33,495,391	99.03
5	第三者行為	一般	374	33,915,827	370	26,421,935	98.93	77.90
		退職	0	0	0	0	-	-
		小計	374	33,915,827	370	26,421,935	98.93	77.90
	公害求償	一般	111	630,919	111	630,919	100.00	100.00
		退職	0	0	0	0	-	-
		小計	111	630,919	111	630,919	100.00	100.00
	合計			485	34,546,746	481	27,052,854	99.18

不正利得(現年分+滞繰分)

年度/区分		調定額		収納額		収納率	
		件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(%)	金額(%)
元	一般	1	1,358	1	1,358	100.00	100.00
	退職	1	1,071	1	1,071	100.00	100.00
	計	2	2,429	2	2,429	100.00	100.00
2	一般	1	19,900	1	19,900	100.00	100.00
	退職	0	0	0	0	-	-
	計	1	19,900	1	19,900	100.00	100.00
3	一般	106	249,978	106	249,978	100.00	100.00
	退職	0	0	0	0	-	-
	計	106	249,978	106	249,978	100.00	100.00
4	一般	0	0	0	0	-	-
	退職	0	0	0	0	-	-
	計	0	0	0	0	-	-
5	一般	0	0	0	0	-	-
	退職	0	0	0	0	-	-
	計	0	0	0	0	-	-



9 一部負担金の減免

災害その他特別な事情により一部負担金の支払いができない場合、一部負担金の減額又は免除ができる。

年度	件数 (件)	金額 (円)	一件当たりの金額 (円)
元	0	0	0
	78	150,981	1,936
2	0	0	0
	45	473,008	10,511
3	0	0	0
	35	82,967	2,370
4	0	0	0
	60	147,227	2,454
5	0	0	0
	69	162,658	2,357

※ 下段は、東日本大震災に関連する減免。

10 医療費適正化

(1) 診療報酬明細書点検調査効果集計

医療費の適正化を図るため、診療報酬明細書（レセプト）の点検を全件行い、点検結果によっては再審査請求、第三者求償を行っている。

令和5年度 点検の内容

区分	診療報酬保険者負担総額		レセプト一枚当たりの金額 (円)
	枚数 (枚)	金額 (千円)	
一般	1,082,837	21,700,614	20,041
退職	0	0	0
計	1,082,837	21,700,614	20,041

令和5年度 点検の効果

区分	資格点検調査による効果		内容点検調査による効果		合計	
	枚数 (枚)	金額 (千円)	枚数 (枚)	金額 (千円)	枚数 (枚)	金額 (千円)
一般	5,085	59,460	8,854	120,090	13,939	179,550
退職	0	0	0	0	0	0
計	5,085	59,460	8,854	120,090	13,939	179,550

(2) 医療費通知

医療保険制度への理解を深め、医療費の適正化につなげるため被保険者へ、医療機関等を受診した医療費について、年1回通知している。

令和5年度 件数 52,617件

(3) ジェネリック医薬品の普及啓発

全ての国保加入世帯にジェネリック医薬品希望カードを配布するほか、生活習慣病や慢性疾患などで先発医薬品を服用している被保険者へ、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額を年2回通知している。

令和5年度 件数 6,200件

第6 保険料

1 保険料

保険料は、「基礎賦課額」、後期高齢者医療制度を支援するための「後期高齢者支援金等賦課額」、40歳以上65歳未満の加入者に賦課される「介護納付金賦課額」で構成されている。

また、それぞれに所得にかかわらず全員に賦課される「均等割」と所得に応じて賦課される「所得割」がある。

保険料は世帯単位で算定され、世帯主を納付義務者として賦課される。このため、国民健康保険加入者でない世帯主が保険料の納付義務者になることがある。このような世帯主を「擬制世帯主」という。

平成23年度から、保険料の所得割額の算定方法が変わり、これまでの「住民税方式」から、税制改正等の影響を受けにくく所得や医療制度の変動がない限り賦課される保険料額が安定する「旧ただし書き方式」に変更となった。

保険料率については平成29年度までは特別区の区域内では同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるよう、基準となる保険料率を共通基準として策定し、各区が条例で定める保険料率をこれに一致させて運用していく統一保険料率方式を採用してきた。

平成30年度から、国保制度改正により、東京都が算定する納付金を基に各区市町村に標準保険料率を提示し、各区市町村が保険料を算定する仕組みに改められた。

特別区においては統一保険料率を基準保険料率に改め、各区独自の対応も可という運用とし、北区もこの基準保険料率を採用した。

令和5年度の保険料は、次の計算方法で算出する。

	均等割	所得割
医療分	世帯の加入者数×45,000円	世帯の加入者全員の賦課のもととなる所得金額×7.17%
支援金分	世帯の加入者数×15,100円	世帯の加入者全員の賦課のもととなる所得金額×2.42%
介護分	40～64歳の加入者数×16,200円	40～64歳の加入者全員の賦課のもととなる所得金額×2.13%

※賦課のもととなる所得金額（旧ただし書き所得）とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額43万円を控除した額。

2 保険料率

保険料率

年度	区分	所得割料率	均等割額（円）	賦課限度額（円）
元	医療分	7.25%	39,900	610,000
	支援分	2.24%	12,300	190,000
	介護分	1.40%	15,600	160,000
2	医療分	7.14%	39,900	630,000
	支援分	2.29%	12,900	190,000
	介護分	1.76%	15,600	170,000
3	医療分	7.13%	38,800	630,000
	支援分	2.41%	13,200	190,000
	介護分	2.25%	17,000	170,000
4	医療分	7.16%	42,100	650,000
	支援分	2.28%	13,200	200,000
	介護分	2.39%	16,600	170,000
5	医療分	7.17%	45,000	650,000
	支援分	2.42%	15,100	220,000
	介護分	2.13%	16,200	170,000

3 一人当たり・一世帯当たりの保険料

一人当たりの保険料

年度／区分	調定額（円）	収納額（円）	
元	一般	101,594	87,453
	退職	72,577	63,210
	全体	101,572	87,434
2	一般	98,504	84,360
	退職	-	-
	全体	98,504	84,360
3	一般	101,793	88,982
	退職	-	-
	全体	101,793	88,982
4	一般	107,089	93,923
	退職	-	-
	全体	107,089	93,923
5	一般	108,297	95,432
	退職	-	-
	全体	108,297	95,432

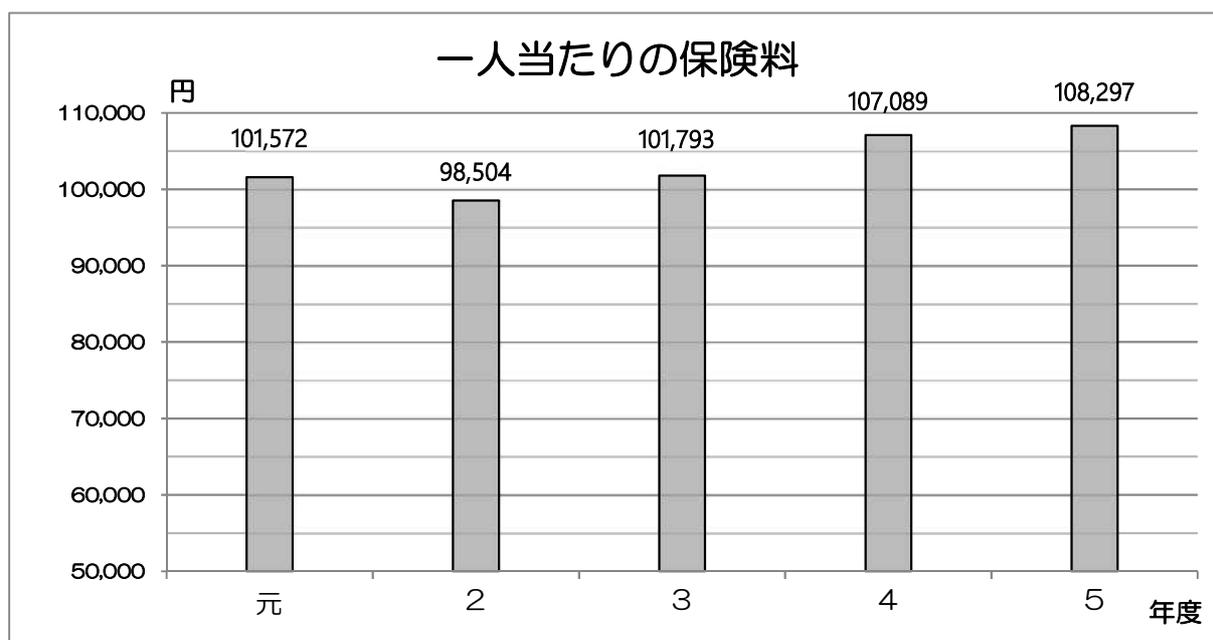
一世帯当たりの保険料

年度	調定額（円）	収納額（円）
元 (全体)	138,117	118,892
2 (全体)	133,102	113,989
3 (全体)	136,406	119,239
4 (全体)	141,249	123,885
5 (全体)	140,548	123,852

※一人当たりの保険料＝保険料総額（介護分を除く）÷ 年間平均被保険者数

※一世帯当たりの保険料＝保険料総額（介護分を除く）÷ 年間平均世帯数

※収納額は還付未済額を差し引いた額である。



4 保険料収納状況

現年度分＋滞納繰越分

単位 円

年度/区分		調定額	収納額	還付未済額	未収額	不納欠損額
元	一般	10,967,331,763	8,204,531,429	25,310,730	2,788,111,064	555,250,846
	退職	11,322,676	8,389,310	297	2,933,663	971,501
	計	10,978,654,439	8,212,920,739	25,311,027	2,791,044,727	556,222,347
2	一般	10,427,902,188	7,398,254,925	32,585,356	3,062,232,619	561,302,098
	退職	2,648,636	967,796	0	1,680,840	451,184
	計	10,430,550,824	7,399,222,721	32,585,356	3,063,913,459	561,753,282
3	一般	10,555,211,122	7,662,105,311	48,599,065	2,941,704,876	715,668,408
	退職	2,085,505	614,905	0	1,470,600	196,545
	計	10,557,296,627	7,662,720,216	48,599,065	2,943,175,476	715,864,953
4	一般	10,461,809,643	7,825,605,049	34,032,539	2,670,237,133	861,168,810
	退職	1,256,720	561,114	0	695,606	52,159
	計	10,463,066,363	7,826,166,163	34,032,539	2,670,932,739	861,220,969
5	一般	9,857,952,587	7,722,245,493	36,190,691	2,171,897,785	663,290,430
	退職	622,128	48,776	0	573,352	555,745
	計	9,858,574,715	7,722,294,269	36,190,691	2,172,471,137	663,846,175

※還付未済額とは、過誤納付による還付金の未済額をいう。

※未収額＝調定額－収納額＋還付未済額

現年度分

単位 円

年度/区分		調定額	収納額	還付未済額	未収額	不納欠損額
元	一般	8,623,414,264	7,428,947,337	22,135,693	1,216,602,620	6,148,861
	退職	5,135,177	4,476,712	297	658,762	0
	計	8,628,549,441	7,433,424,049	22,135,990	1,217,261,382	6,148,861
2	一般	8,035,935,001	6,901,792,091	30,076,587	1,164,219,497	6,904,680
	退職	0	0	0	0	0
	計	8,035,935,001	6,901,792,091	30,076,587	1,164,219,497	6,904,680
3	一般	8,111,375,855	7,123,636,934	47,479,177	1,035,218,098	10,648,659
	退職	0	0	0	0	0
	計	8,111,375,855	7,123,636,934	47,479,177	1,035,218,098	10,648,659
4	一般	8,287,340,576	7,284,920,896	32,012,208	1,034,431,888	13,189,989
	退職	0	0	0	0	0
	計	8,287,340,576	7,284,920,896	32,012,208	1,034,431,888	13,189,989
5	一般	8,079,690,881	7,143,642,248	34,846,431	970,895,064	9,688,616
	退職	0	0	0	0	0
	計	8,079,690,881	7,143,642,248	34,846,431	970,895,064	9,688,616

滞納繰越分

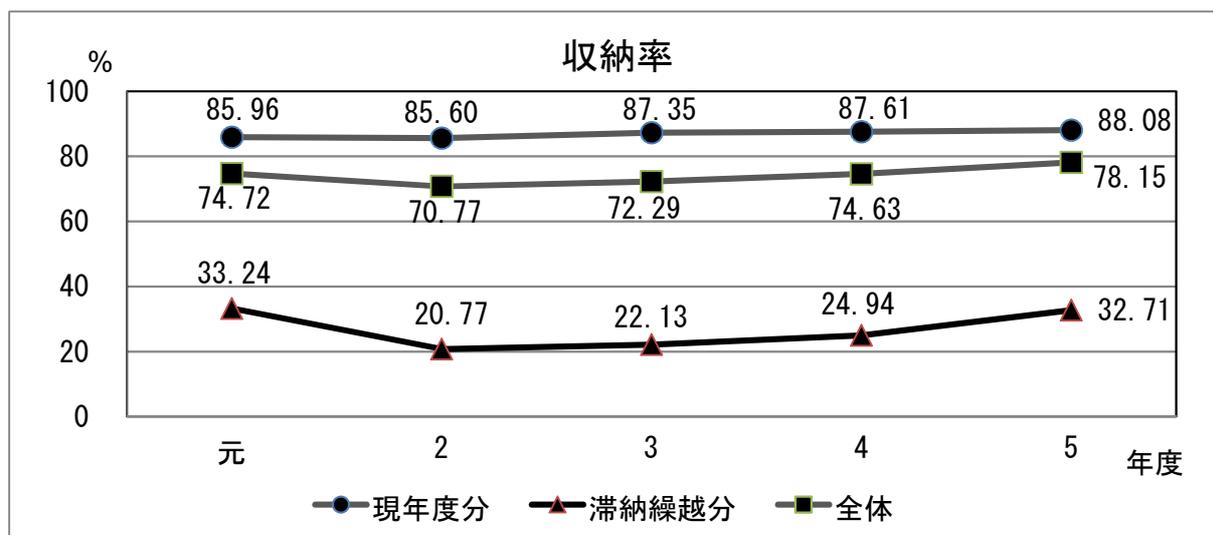
単位 円

年度/区分		調定額	収納額	還付未済額	未収額	不納欠損額
元	一般	2,343,917,499	775,584,092	3,175,037	1,571,508,444	549,101,985
	退職	6,187,499	3,912,598	0	2,274,901	971,501
	計	2,350,104,998	779,496,690	3,175,037	1,573,783,345	550,073,486
2	一般	2,391,967,187	496,462,834	2,508,769	1,898,013,122	554,397,418
	退職	2,648,636	967,796	0	1,680,840	451,184
	計	2,394,615,823	497,430,630	2,508,769	1,899,693,962	554,848,602
3	一般	2,443,835,267	538,468,377	1,119,888	1,906,486,778	705,019,749
	退職	2,085,505	614,905	0	1,470,600	196,545
	計	2,445,920,772	539,083,282	1,119,888	1,907,957,378	705,216,294
4	一般	2,174,469,067	540,684,153	2,020,331	1,635,805,245	847,978,821
	退職	1,256,720	561,114	0	695,606	52,159
	計	2,175,725,787	541,245,267	2,020,331	1,636,500,851	848,030,980
5	一般	1,778,261,706	578,603,245	1,344,260	1,201,002,721	653,601,814
	退職	622,128	48,776	0	573,352	555,745
	計	1,778,883,834	578,652,021	1,344,260	1,201,576,073	654,157,559

収納率

年度	現年分 (%)	滞繰分 (%)	全体 (%)
元	85.96	33.24	74.72
2	85.60	20.77	70.77
3	87.35	22.13	72.29
4	87.61	24.94	74.63
5	88.08	32.71	78.15

※収納率は「(収納額－還付未済額) ÷ (調定額－居所不明者分の調定額) × 100」で計算。
 ※居所不明者とは、住民登録があっても実際は居住していない者のことをいう。



5 納付場所別納付件数

(単位：件、%)

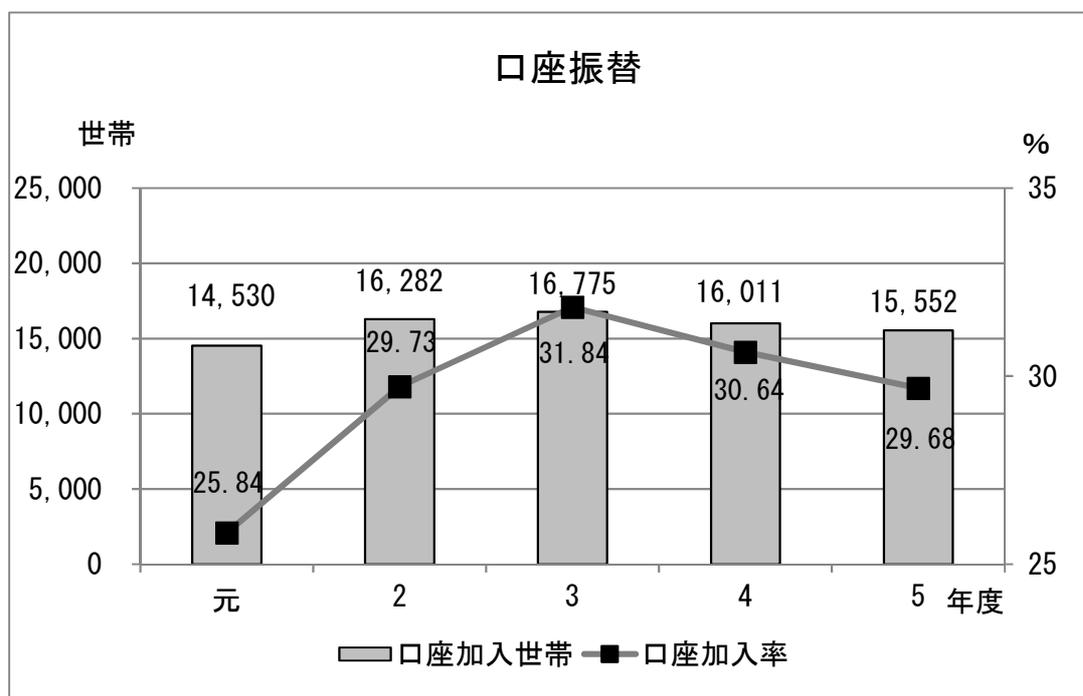
		金融	区民	国保	納付案内	キャッシュレス	コンビニ	口座	年金	合計
		機関	事務所	年金課	センター	決済		振替	特徴	
元	件数	35,076	3,388	11,921	126	—	191,159	170,112	32,114	443,896
	割合	7.90	0.76	2.69	0.03	—	43.06	38.32	7.24	100.00
2	件数	31,637	2,492	6,965	3	—	167,314	167,356	30,929	406,696
	割合	7.78	0.61	1.71	0.00	—	41.14	41.15	7.61	100.00
3	件数	41,297	2,083	6,004	0	8,106	178,832	169,074	28,374	433,770
	割合	9.52	0.48	1.38	0	1.87	41.23	38.98	6.54	100.00
4	件数	36,491	2,043	5,673	—	20,664	182,101	162,494	25,534	435,000
	割合	8.39	0.47	1.31	—	4.75	41.86	37.35	5.87	100.00
5	件数	34,196	2,027	5,549	—	26,311	184,034	156,093	22,752	430,962
	割合	7.93	0.47	1.29	—	6.11	42.70	36.22	5.28	100.00

6 口座振替

口座振替加入状況

年度末現在

年度	加入世帯数	口座加入世帯数	口座加入率 (%)
元	56,241	14,530	25.84
2	54,775	16,282	29.73
3	52,691	16,775	31.84
4	52,256	16,011	30.64
5	52,398	15,552	29.68



7 特別徴収

平成21年10月から、国民健康保険保険料の特別徴収（年金からの差し引きによる納付）が開始された。対象者は65歳～74歳の世帯主の一部である。

年度末現在

年度	国民健康保険加入世帯数	特別徴収世帯数	特別徴収率 (%)
元	56,241	4,278	7.61
2	54,775	5,094	9.30
3	52,691	4,794	9.10
4	52,256	4,298	8.22
5	52,398	3,859	7.36

8 保険料の減額賦課・減免

(1) 保険料均等割額の減額（減額賦課）

前年の総所得金額が一定基準以下の世帯に対して、保険料の均等割額が7割・5割・2割減額される。

前年の所得が下記金額以下の世帯	減額割合
43万円+10万円×（給与所得者等 ^{*1} の数-1）以下	7割
43万円+29万円×国保加入者数 ^{*2} +10万円×（給与所得者等 ^{*1} の数-1）以下	5割
43万円+53.5万円×国保加入者数 ^{*2} +10万円×（給与所得者等 ^{*1} の数-1）以下	2割

*1 給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）もしくは公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超）をいう。

*2 国保加入者数には、旧国保被保険者（後期高齢者医療制度に切り替わる前に国保に加入していた者で引き続き同じ世帯に属する者）を含む。

年度/ 区分	7割減額		5割減額		2割減額		合計		
	世帯数	金額（円）	世帯数	金額（円）	世帯数	金額（円）	世帯数	金額（円）	
2	一般	21,131	806,061,232	6,666	255,215,814	5,326	85,437,450	33,123	1,146,714,496
	退職	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	21,131	806,061,232	6,666	255,215,814	5,326	85,437,450	33,123	1,146,714,496
3	一般	20,517	806,444,144	6,632	251,545,178	5,019	78,742,708	32,168	1,136,732,030
	退職	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	20,517	806,444,144	6,632	251,545,178	5,019	78,742,708	32,168	1,136,732,030
4	一般	23,139	893,742,421	6,170	241,719,995	4,724	75,808,673	34,033	1,211,271,089
	退職	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	23,139	893,742,421	6,170	241,719,995	4,724	75,808,673	34,033	1,211,271,089
5	一般	24,768	996,607,252	5,893	241,792,725	4,576	78,971,324	35,237	1,317,371,301
	退職	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	24,768	996,607,252	5,893	241,792,725	4,576	78,971,324	35,237	1,317,371,301

(2) 未就学児に係る均等割保険料の軽減措置

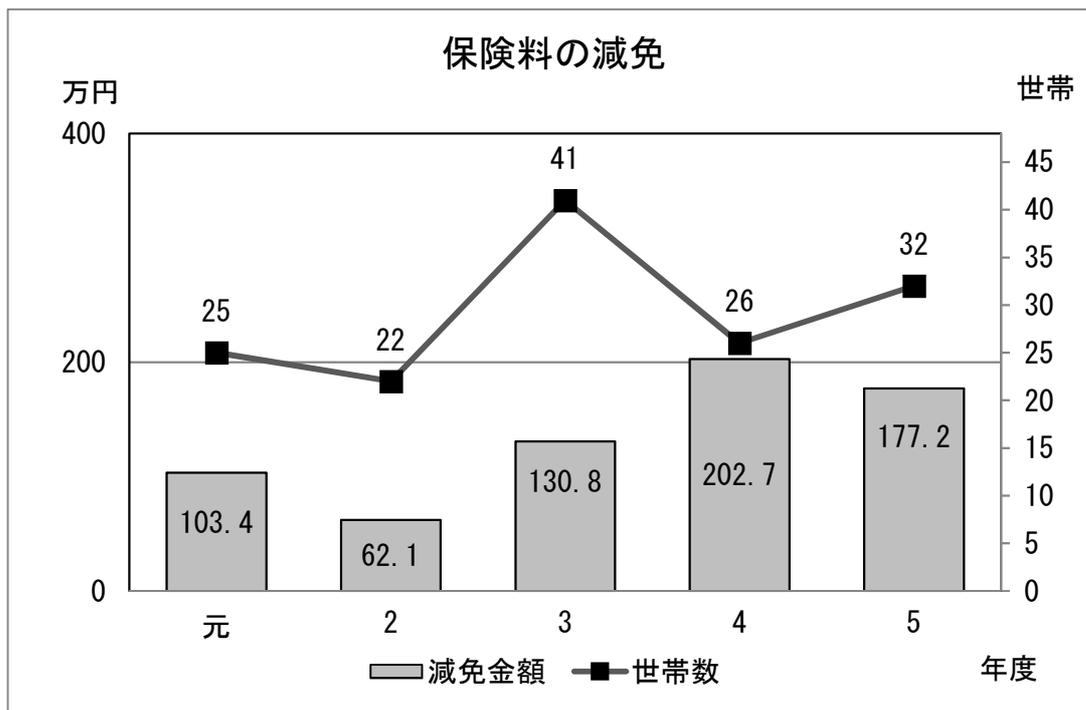
子育て世帯の負担軽減の観点から、国保に加入している未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの被保険者）に係る令和4年度分以降の保険料について均等割額を5割減額する。

年度	対象世帯数	金額（円）
4	1,270	23,623,818
5	1,331	24,667,310

(3) 保険料の減免

災害など特別な事情により、一時的に生活が著しく困難になり、保険料の支払ができなくなった世帯の申請により、保険料の一部について減免できる（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免を除く）。

年度/区分	減額		免除		合計		
	世帯数	金額（円）	世帯数	金額（円）	世帯数	金額（円）	
元	一般	11	411,858	14	622,319	25	1,034,177
	退職	0	0	0	0	0	0
	計	11	411,858	14	622,319	25	1,034,177
2	一般	11	261,355	11	359,391	22	620,746
	退職	0	0	0	0	0	0
	計	11	261,355	11	359,391	22	620,746
3	一般	24	557,135	17	750,652	41	1,307,787
	退職	0	0	0	0	0	0
	計	24	557,135	17	750,652	41	1,307,787
4	一般	10	752,763	16	1,274,224	26	2,026,987
	退職	0	0	0	0	0	0
	計	10	752,763	16	1,274,224	26	2,026,987
5	一般	14	416,863	18	1,355,181	32	1,772,044
	退職	0	0	0	0	0	0
	計	14	416,863	18	1,355,181	32	1,772,044



(4) 非自発的失業者の軽減措置

<対象者>

- ① 特定受給資格者（倒産、解雇などによる離職。ハローワークから交付される「雇用保険受給資格者証」の離職理由番号は 11、12、21、22、31、32。）
- ② 特定理由離職者（雇い止めなどによる離職。同じく離職理由番号 23、33、34。）

<対象となる保険料>

離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までの期間。この期間内に再就職・再非自発的離職をした場合、一定の条件を満たせば、再び保険料軽減ができる。

<軽減>

前年の給与所得を 30/100 として保険料を算定する。

	世帯数
令和 2 年度	404
令和 3 年度	1,183
令和 4 年度	868
令和 5 年度	918

(5) 旧被扶養者減免

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に加入したことにより、その被扶養者（65歳以上）が国民健康保険の被保険者となった場合に、世帯の保険料負担が急激に変わることがないように軽減措置を講じている。

申請により、当分の間所得割を免除し、均等割を2年間5割減額している。

	世帯数	減免額（円）
令和2年度	163	6,232,520
令和3年度	149	6,629,929
令和4年度	237	7,045,009
令和5年度	251	9,147,020

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る減免

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負う、もしくは、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯について、国民健康保険料を減免している。

実施年度	減免対象年度	世帯数（世帯）	減免額（円）
令和2年度	令和元年度納付分	2,912	102,444,892
	令和2年度納付分	3,400	625,716,009
令和3年度	令和2年度相当分	3	173,118
	令和3年度相当分	1,226	200,783,004
令和4年度	令和3年度相当分	0	0
	令和4年度相当分	214	41,705,263
令和5年度	令和4年度相当分	0	0

(7) 産前産後期間の保険料免除

令和6年1月分保険料から出産した被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額を免除している。

	世帯数	減免額（円）
令和5年度	77	1,352,562

9 滞納者への督促・催告

(1) 督促

年度	件数 (件)
元	148,727
2	130,740
3	119,076
4	129,769
5	117,778

(2) 催告

年度	文書催告 (件)	電話催告 (件)	訪問催告 (件)	SMSによる納付案内 (件)
元	65,545	30,900	23,230	2,135
2	941	32,883	22,758	6,040
3	26,750	25,807	25,035	4,266
4	40,322	29,806	23,961	6,978
5	42,091	29,975	25,680	6,669

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により文書催告を控えた。

10 滞納処分（差押）の状況

年度	件数 (件)	金額 (円)
元	207	51,433,892
2	75	34,341,051
3	86	31,914,712
4	210	50,449,902
5	367	77,780,078

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により滞納処分を控えた。

第 7 財 政

1 用語

歳入

国 庫 支 出 金	災害臨時特例補助金	東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に関して、保険料の減免及び療養の給付に係る一部負担金等の減免の特例措置の実施による負担増額等を国が補助する。 令和 2 年度・3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対する財政支援分も含む。
	出産育児一時金 臨時補助金	出産年月日が令和 5 年 4 月 1 日以降は、出産育児一時金の支給金額が 42 万円から 50 万円に引き上げられたことに伴い、その引き上げ分について支給 1 件当たり 5 千円を国庫補助する。(令和 5 年度限り)
	社会保障・税番号制度 システム整備費補助金	社会保障・税番号制度のインフラを活用したオンライン資格確認等システムの整備とマイナンバーカードの健康保険証利用申込みの支援事業に要する経費について、制度の円滑な施行に資することを目的として国が交付。
都 支 出 金	保険給付費等交付金 (普通交付金)	区市町村が行った保険給付の実績に応じ、区市町村の交付申請に基づき、その同額が交付される。区市町村は受け取った給付を保険給付費に充てることとなり、区市町村の行った保険給付費額と都道府県の行った普通交付金額は基本的に一致する。 現物給付分(診療報酬審査支払手数料を含む)は、毎月の実績分の交付(振替収支)を受け、現金給付分(療養費等)は四半期分を各期当初月に交付を受ける。
	保険給付費等交付金 (特別交付金)	区市町村の財政状況その他の特殊要因や事業に応じた財政の調整として交付される。 <ul style="list-style-type: none"> ■保険者努力支援分 保険者機能強化のため、医療費の適正化等の努力に対し、評価基準に基づいて算定し、交付。 ■特別調整交付金 災害やその他特別な事情等に要する費用について交付。 ■都繰入金(2号分) 国保事業の健全化に資する事業の実施状況や災害その他特別な事情等について交付。 事業健全化支援分(2号分) 医療給付費の 0.7%相当額 定率分・激変緩和(1号分) 医療給付費の 8.3%相当額 ■特定健康診査等負担金 基準単価で算定した特定健康診査・特定保健指導に要する費用の交付(国 1/3、都 1/3 の合算額を交付)
	財政安定化基金交付金	災害等の特別な事情により、保険料収入が不足する場合に東京都の財政安定化基金から交付

繰入金	保険基盤安定繰入金	<p>■保険料軽減分 都 3/4、区 1/4 保険料軽減（応益分の 7 割、5 割、2 割）の対象となった被保険者の保険料のうち、軽減相当額を公費で財政支援する。</p> <p>■保険者支援分 国 1/2、都 1/4、区 1/4 保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、平均保険料の一定割合を保険者に対して財政支援する。</p>
	未就学児均等割保険料繰入金	未就学児の保険料減額（均等割額の 5 割）の対象となった被保険者の保険料のうち、減額相当額を公費で財政支援する。 国 1/2、都 1/4、区 1/4
	職員給与費等繰入金	国民健康保険事務に要する経費相当分について一般会計から繰入れる。
	出産育児一時金繰入金	出産育児一時金支給件数×支給基準額×2/3 を区負担分として一般会計から繰入れる。
	産前産後保険料繰入金	産前産後の保険料免除の対象となった被保険者の保険料のうち、免除相当額を公費で財政支援する。 国 1/2、都 1/4、区 1/4
	その他一般会計繰入金	国民健康保険事業会計における歳入不足分等を一般会計から繰入れる。
諸収入	公害、第三者行為等の求償した納付金等	
使用料及び手数料	保険料納付額証明書等の発行手数料	
一部負担金	科目存置。徴収猶予されていた一部負担金	
繰越金	翌年度への繰越金	

歳出

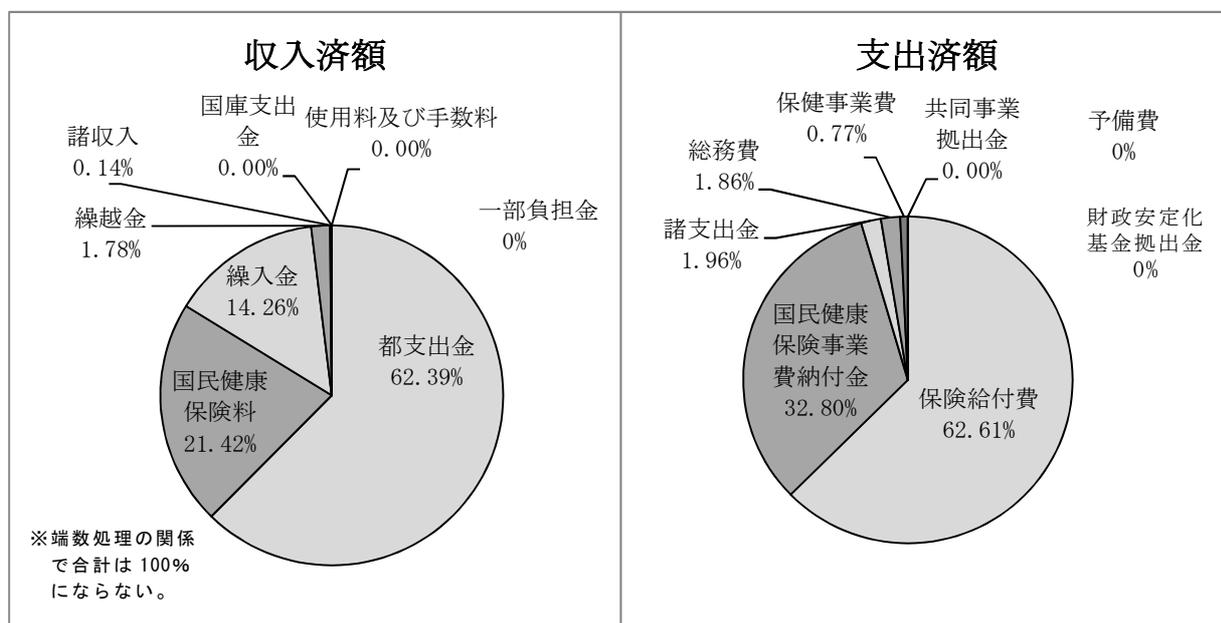
保険給付費	療養の給付費等、保険給付に要する費用
国民健康保険事業費納付金	国保事業に要する費用に充てるため、都に納付する。 都は、医療給付費等の見込みを立て、公費等を除いた額を納付金総額とし、区市町村ごとの年齢構成の差異を調整後の医療費水準と所得水準を反映し、区市町村ごとの納付金額を決定する。
共同事業拠出金	退職者医療制度の対象者を把握するための資料となる年金受給権者一覧表の作成に係る経費。平成29年度で超高額医療費共同事業は廃止。平成30年度から都道府県と国保中央会との間で特別高額医療費共同事業が開始。
財政安定化基金拠出金	財政安定化基金交付金の返済に要する経費
保健事業費	特定健康診査、特定保健指導等の経費
諸支出金	過年度保険料の過誤納還付、返還金等に要する経費
総務費	事務費、職員給与費等国民健康保険事務の執行に要する経費

2 財政状況

(1) 令和5年度 決算収支状況

科目		予算現額(円)	収入済額(円)
歳入	都支出金	23,513,943,000	22,496,486,781
	国民健康保険料	7,124,071,000	7,722,294,269
	繰入金	5,788,290,000	5,140,169,286
	繰越金	642,875,000	642,873,683
	諸収入	51,646,000	51,776,422
	国庫支出金	1,155,000	1,267,000
	使用料及び手数料	208,000	212,400
	一部負担金	4,000	0
	歳入合計	37,122,192,000	36,055,079,841

科目		予算現額(円)	支出済額(円)
歳出	保険給付費	23,490,732,000	22,147,329,046
	国民健康保険事業費納付金	11,603,332,000	11,603,330,200
	諸支出金	721,442,000	693,549,190
	総務費	716,260,000	658,917,274
	保健事業費	290,421,000	271,036,955
	共同事業拠出金	4,000	800
	予備費	300,000,000	0
	財政安定化基金拠出金	1,000	0
	歳出合計	37,122,192,000	35,374,163,465



(2) 年度別 歳入・歳出決算状況

歳入

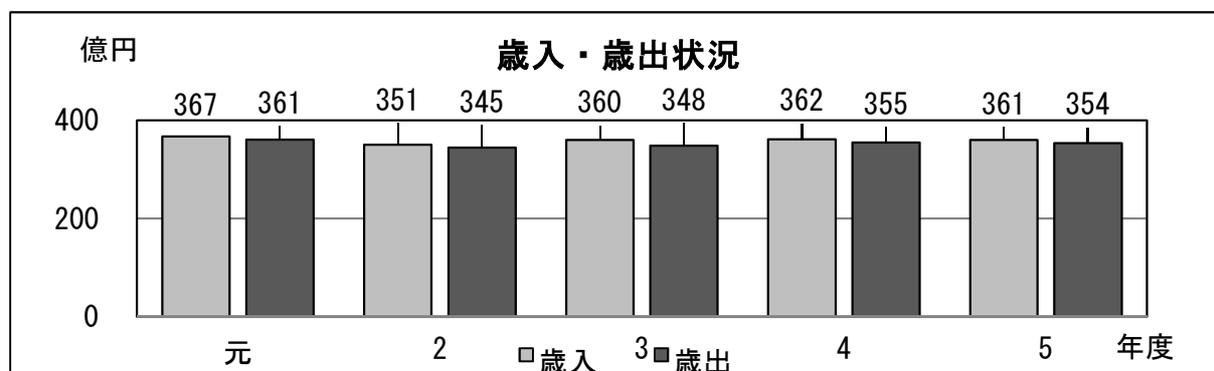
単位：円

科 目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
国民健康保険料	8,212,920,739	7,399,222,721	7,662,720,216	7,826,166,163	7,722,294,269
国庫支出金	118,000	347,740,000	61,082,000	120,000	1,267,000
都支出金	23,461,854,842	22,442,906,330	23,289,681,470	22,961,504,008	22,496,486,781
財政安定化基金交付金(再掲)		0	0	0	0
繰入金	4,227,039,462	4,089,903,567	4,378,226,253	4,147,884,292	5,140,169,286
諸収入	77,325,477	92,073,904	50,752,495	50,310,912	51,776,422
使用料及び手数料	178,800	176,100	239,700	263,700	212,400
一部負担金	0	0	0	0	0
繰越金	769,754,489	685,299,865	567,654,415	1,186,303,774	642,873,683
歳入合計	36,749,191,809	35,057,322,487	36,010,356,549	36,172,552,849	36,055,079,841

歳出

単位：円

科 目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
保険給付費	23,053,351,767	21,723,793,722	22,866,715,541	22,487,131,966	22,147,329,046
国民健康保険 事業費納付金	11,221,667,906	10,970,819,328	10,333,656,014	10,870,279,141	11,603,330,200
共同事業拠出金	3,740	3,825	528	538	800
財政安定化基金拠出金		0	0	0	0
保健事業費	324,218,235	296,044,488	294,309,376	281,341,048	271,036,955
諸支出金	816,310,581	786,703,521	611,959,361	1,252,396,885	693,549,190
総務費	648,339,715	712,303,188	717,411,955	638,529,588	658,917,274
予備費	0	0	0	0	0
歳出合計	36,063,891,944	34,489,668,072	34,824,052,775	35,529,679,166	35,374,163,465



第 8 保健事業

1 特定健康診査・特定保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度から医療保険者に対し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査と特定保健指導の実施が義務付けられた。

特定健康診査

(1) 令和5年度実施期間

40歳～74歳 令和5年6月1日～令和6年1月31日 指定医療機関で実施

(2) 第4期特定健康診査等実施計画による目標率

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査受診目標率	44.0%	44.5%	45.0%	45.5%	46.0%	46.5%
特定保健指導実施目標率	13.0%	13.5%	14.0%	14.5%	15.0%	15.5%

(3) 特定健康診査実績（令和5年度は速報値）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数(人)	46,717	46,011	43,984	40,805	38,928
受診者数(人)	21,854	19,394	18,988	17,854	16,946
受診率(%)	46.8	42.2	43.2	43.8	43.5

【特定健診等データ管理システム(法定報告)より】

特定保健指導

(1) 実施方法

指定医療機関及び外部委託で実施。

(2) 特定保健指導の実績（令和5年度は速報値）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	動機づけ支援（人）	1,879	1,852	1,623	1,508	1,402
	積極的支援（人）	697	635	571	506	476
	計	2,576	2,487	2,194	2,014	1,878
終了者数	動機づけ支援（人）	272	316	218	218	141
	積極的支援（人）	52	67	49	33	36
	計	324	383	267	251	177
実施率	動機づけ支援（%）	14.5	17.1	13.4	14.5	10.1
	積極的支援（%）	7.5	10.6	8.6	6.5	7.6
	全体	12.6	15.4	12.2	12.5	9.4

【特定健診等データ管理システム(法定報告)より】

2 糖尿病性腎症重症化予防事業

国民健康保険被保険者で糖尿病性腎症の疑いがある者に対し、医療機関への受診勧奨及び特定保健指導を実施することにより、人工透析治療への移行を防ぎ、または遅らせることで、生活の質の維持・向上を図る。

(1) 受診勧奨

特定健康診査の結果や医療機関の受診状況を確認し、HbA1c値が高く、かつeGFR値が低い又は尿蛋白が陰性以外で、糖尿病性腎症の疑いがあるにもかかわらず、未受診の者や糖尿病の治療を中断している可能性がある者に、文書・電話により医療機関への受診を勧める。

受診勧奨実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通知発送者（人）	252	94	185	299	285

(2) 保健指導

糖尿病または糖尿病性腎症の疑いがある者で主治医の同意が得られた者へ、生活改善の取り組みを行う。

保健指導実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者（人）	2	0	4	16	14

3 健診異常値放置者受診勧奨事業

特定健康診査の結果、血糖・血圧・脂質に関する数値が「受診勧奨」と判定されている者で、医療機関への受診が確認できない者に対して、文書・電話により受診勧奨を行う。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通知発送者（人）	76	524	300	590	597

4 保健施設

(1) 事業概要

①「亀の井ホテル（旧かんぽの宿）」

全国の「亀の井ホテル」のうち日本郵政株式会社から「かんぽの宿」の運営を引き継いだホテルと利用提携し、北区国保被保険者・後期高齢者医療制度加入者等が、1名1泊あたり500円引きで利用できるとしていたが、令和5年度末（令和6年3月31日までの宿泊分）をもって利用提携を終了した。

②「日帰り温浴施設」

平成29年度より北区が利用提携を開始した「東京染井温泉Sakura」及び、東京都国民健康保険団体連合会が利用提携している「契約温泉施設（国保温泉センター）」を割引料金で利用できる。ただし、国保温泉センターについては、北区国保被保険者のみを割引の対象としている。

(2) 利用提携の状況

令和6年3月31日現在

対象施設	亀の井ホテル 全国 29 か所	東京染井温泉 Sakura	国保温泉センター 4 か所
割引適用期間	通年 (割引除外日等を除く)	平日 (月～金曜日) (割引除外日等を除く)	通年 (割引除外日等を除く)
割引除外日等	定休日、ゴールデンウィーク、夏季、秋季、年末年始、 各施設の定める割引除外日・指定プラン等		
利用対象者	北区国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者本人 と同伴の方 3名の計4名まで	北区国民健康保険・後期高齢者医療制度被保険者及びその家族 割引券1枚につき1名 (中学生以上のみ)	北区国民健康保険被保険者 割引券1枚につき大人小人 合わせて3名まで

(3) 「亀の井ホテル」(旧かんぼの宿) 利用状況

	利用者数(人)	施設数
令和元年度	18	50
令和2年度	13	35
令和3年度	5	35
令和4年度	6	29
令和5年度	12	29

※「かんぼの宿」は令和4年4月に事業譲渡。北区は、29施設を引き継いだ運営会社と利用提携を継続。
令和4年7月1日より、「亀の井ホテル」に改称。
令和6年3月31日までの宿泊分をもって利用提携を終了。

第9 趣旨普及

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、被保険者に国民健康保険制度の趣旨を普及した。

1 区報（北区ニュース）

掲載号	タイトル
4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度国民健康保険料の計算方法が決定しました ◆保険料納入通知書及び納付書は6月中旬に郵送します ◆国民健康保険料休日納付相談 ◆令和4年度国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の完納のお願い
4月10日	◆新型コロナウイルス感染症傷病手当金の適用期間が令和5年5月7日(日)まで延長されました
4月20日	◆保険証の返却のお願い
5月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◆特定健康診査等 北区国民健康保険に加入している方へ 特定健康診査（40歳～74歳） 大腸がん検診の同時実施について
5月20日	◆糖尿病の重症化予防のご案内を送ります
6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◆国民健康保険料納入通知書及び納付書を6月12日（月）に世帯主へお送りします ◆倒産・解雇などによる離職者の方へ ◆精神医療給付金 ◆結核医療給付金
6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活習慣病の疑いをお知らせします ◆国民健康保険料の納付は口座振替が便利です
7月10日	◆70歳～74歳の方に新しい国民健康保険高齢受給者証を7月下旬にお送りします
7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ◆国民健康保険料 休日納付相談 ◆国保と交通事故～国保で治療を受けるときはご連絡ください～
8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ◆特定保健指導が始まりました ◆特定健診の受診についてショートメールをお送りします(8月29日送信予定) ◆9月に新しい国民健康保険被保険者証（保険証）をお送りします
9月10日	◆ワンストップ納付相談～税・保険料などの臨時の納付相談窓口を開設します～
9月20日	<ul style="list-style-type: none"> ◆国民健康保険料の納付は口座振替が便利です ◆国民健康保険料納付書を10月17日(火)にお送りします ◆健診・がん検診を受けましょう！

10月10日	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国民健康保険料 休日納付相談 ◆ 区の税金・保険料のキャッシュレス決済で利用できる電子マネーに「楽天ペイ」が追加されました
10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定健診の受診についてショートメールをお送りします〔10月31日(火)送信予定〕 ◆ 出産育児一時金の支給 ◆ 葬祭費の支給 ◆ 10月下旬にジェネリック医薬品個別差額通知を送付します
11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高額療養費の支給 ◆ ワンストップ納付相談 ～税・保険料・保育料などの臨時の納付相談窓口を開設します～
12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和5年度健康診査の終了まで2カ月を切りました ◆ 国民健康保険料の「口座振替済のお知らせ」を12月21日(木)に発送します
12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 産前産後の国民健康保険料免除制度が始まります ◆ 生活習慣病の疑いがある方へご案内をお送りします
1月1日・10日合併号	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国民健康保険の医療費のお知らせを2月上旬に被保険者にお送りします
1月20日	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象になります
2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国民健康保険料 休日納付相談
2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 北区国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)のパブリックコメントを実施します ◆ 2月下旬にジェネリック医薬品差額通知を送付します ◆ 療養費の支給 ◆ 高額介護合算療養費等支給申請書を送付します ◆ 外来年間合算(高額療養費)制度の支給申請書を送付します
3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ワンストップ納付相談 税・保険料の臨時の納付相談窓口を開設します
3月10日	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国民健康保険加入・喪失の届出は「14日以内」に行ってください

2 国保だより

	発行年月日	作成部数	内 容
127号	令和5年6月	63,000	令和5年度国民健康保険料が決定しました／通知書の見方／保険料の軽減・減免制度／保険料の納付には、便利な口座振替（自動払込）をご利用ください／「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について／国民健康保険料を滞納すると…／新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金／新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免制度について／40歳～74歳の方へ～令和5年度特定健康診査が始まりました
128号	令和5年10月	29,000	令和5年度10月期分から3月期分までの保険料の納付書をお送りします。／国保をやめるとき（届け出は14日以内に）／北区の国保をやめた方は、必ず保険証をお返してください／保険料の納付には、便利な口座振替（自動払込）をご利用ください／国民健康保険料は所得控除の対象になります／納付のご相談はお早めに／北区納付案内センター／交通事故や傷害事件にあったら／令和6年1月より産前産後期間における国民健康保険料の免除が始まります／40歳～74歳の方へ 年に1回特定健診を受けましょう／ジェネリック医薬品差額通知を送付します／柔道整復師の正しいかかり方／75歳の誕生日当日から健康保険が変わります

3 その他

- (1) 令和6年度版「国保のしおり」 71,000部作成（全世帯配布）
- (2) 外国語版「国保のしおり」（2024）
8,600部作成（中国語は5,000部、英語は1,500部、ベトナム語は1,000部、韓国語・ネパール語は各500部、日本語は100部）

第 10 北区国民健康保険事業の歩み

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
昭和 33	12月 ▼新国民健康保険法制定(昭和 34.1.1 施行)		
34	10月 ▼特別区国民健康保険事業調整 条例制定 11月 ▼北区国民健康保険条例制定 12月 ▼北区国民健康保険運営協議会 規則制定 ▼特別区、一斉に国民健康保険事 業開始	12月 ▼特別区国保発足 世帯主 7 割、世帯員 5 割 (法定給付は、 世帯主 5 割、世帯員 5 割) ▼助産費 1,500 円 ▼葬祭費 2,500 円	12月 ▼保険料 均等割額 600 円 所得割率 前年度区民税額 の 95/100 賦課限度額 50,000 円
35	10月 ▼都民皆保険達成		
36	4月 ▼国民皆保険達成		
37		12月 ▼助産費改定 2,000 円	
38	8月 ▼老人福祉法施行	4月 ▼結核予防法第 34 条・35 条及び精神衛生 法第 29 条適用医療 10 割給付 10月 ▼給付率改定 法定給付世帯主 7 割	4月 ▼保険料改定 均等割額 500 円 (38 年度 限り)
39		4月 ▼助産費改定 3,000 円 ▼葬祭費改定 3,000 円	
40		1月 ▼保険給付率改定 世帯員 7 割	
41			4月 ▼保険料所得割額の賦課対象 を区民税額から住民税額に 変更 10月 ▼保険料改定所得割率 112/100
42	4月 ▼日本に永住を許可された大韓 民国国民又は外国人世帯に属 する日本人を被保険者とする		4月 ▼保険料所得割額の算定にあ たり退職所得に係る住民税 額を除外
43		1月 ▼保険給付率改定 法定給付 世帯員 7 割 4月 ▼育児手当金の新設 2,000 円	
44	12月 ▼都の老人医療費支給制度福の 実施 (70 歳以上の医療費無料 化)	8月 ▼精神衛生法第 32 条適用医療 10 割給付 9月 ▼助産費改定 10,000 円	
45		4月 ▼葬祭費改定 5,000 円	
48	1月 ▼特別区、外国人登録原 票に登録されている外国人に 国保適用 ▼国の老人医療費支給制度寿の 実施 (70 歳以上の医療費無料 化) 7月 ▼都の老人医療福の対象年齢を 65 歳以上に引き下げ 10月 ▼国の老人医療寿適用拡大	12月 ▼高額療養費制度を任意給付 として新設 一部負担金限度額 30,000 円 (昭和 50.10 まで経過措置)	

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
49		4月 ▼助産費改定 20,000円 ▼葬祭費改定 10,000円	10月 ▼保険料改定 賦課限度額 80,000円 (49年度のみ 65,000円)
50		10月 ▼高額療養費支給制度を任意給付から法定給付とする	
51		4月 ▼助産費改定 40,000円 8月 ▼高額療養制度一部負担金限度額改定 39,000円	4月 ▼保険料改定 均等割額 2,400円 賦課限度額 120,000円
52	10月 ▼北区高額療養費貸付制度発足		4月 ▼保険料の訪問徴収制を廃止し、自主納付に変更
53		4月 ▼助産費改定 60,000円 ▼葬祭費改定 20,000円	4月 ▼保険料改定 均等割額 4,800円 賦課限度額 170,000円
54		10月 ▼助産費の併給禁止	
55	4月 ▼特別区責任収納率設定 現年分 91% 滞納繰越分 38%	4月 ▼助産費改定 80,000円 ▼葬祭費改定 30,000円	4月 ▼保険料改定 均等割額 6,000円 所得割率 122/100 賦課限度額 220,000円
56			4月 ▼保険料改定 均等割額 8,400円 所得割率 118/100 賦課限度額 240,000円
57	8月 ▼老人保健法公布 (昭和 58. 2. 1 施行)	4月 ▼助産費改定 100,000円	4月 ▼所得割の賦課標準を前年度住民税額から当該年度住民税額へ変更
57		9月 ▼高額療養費一部負担金限度額改定 45,000円 (非課税世帯及び 寿 対象者は 39,000円据置)	4月 ▼保険料改定 均等割額 9,000円 所得割率 107/100 賦課限度額 260,000円
58	2月 ▼老人保健法施行 ▼国の老人医費支給制度 寿 を廃止	1月 ▼高額療養費一部負担金限度額改定 51,000円 (非課税世帯及び 寿 対象者は 39,000円に据置)	
59		10月 ▼退職者医療制度発足 ▼特例療養費・特定療養費新設 ▼高額医療費・世帯合算制度新設 (同一世帯で 30,000円を超える者が複数いた場合、一部負担金限度額 51,000円、非課税世帯 30,000円) ▼高額医療費・多数該当制度新設 (一部負担金限度額 30,000円、非課税世帯 21,000円) ▼高額療養費一部負担金限度額改定 非課税世帯 30,000円	4月 ▼保険料改定 賦課限度額 280,000円
60			4月 ▼保険料改定 賦課限度額 310,000円
61	4月 ▼全市区町村で外国人の国保の適用開始	4月 ▼助産費改定 130,000円 ▼葬祭費改定 50,000円 5月 ▼高額療養費一部負担金限度額改定 54,000円 (非課税世帯据置)	4月 ▼保険料改定 均等割額 12,000円 賦課限度額 350,000円

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
62	1月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 400 円/日 (期限なし) 外 来 800 円/月 非課税世帯の入院については 2 か月を限度として 300 円/ 日、その後無料 3月 ▼法改正 悪質滞納者への被保険者資格 証明書の発行及び給付の一時 差し止め可能		4月 ▼保険料改定 賦課限度額 370,000 円
63	6月 ▼保険基盤安定制度創設 (暫定)		4月 ▼保険料改定 賦課限度額 390,000 円
平成 元		6月 ▼高額療養費一部負担限度額改定 57,000 円 (非課税世帯 31,800 円) 多数該当 4 回目から 33,000 円 (非課税 世帯 22,200 円)	4月 ▼保険料改定 均等割額 14,400 円 賦課限度額 400,000 円
2	6月 ▼保険基盤安定制度の確立		4月 ▼保険料改定 賦課限度額 420,000 円
3		5月 ▼高額療養費一部負担限度額改定 60,000 円 (非課税世帯 33,600 円) 多数該当 4 回目から 34,800 円 (非課税 世帯 23,400 円)	
4	1月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 600 円/日 (期限なし) 外来 900 円/月 非課税世帯の入院については 2 か月を限度として 300 円/日	4月 ▼助産費改定 240,000 円	4月 ▼保険料改定 均等割額 16,800 円 賦課限度額 440,000 円
5	4月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 700 円/日 (期限なし) 外来 1,000 円/月	5月 ▼高額療養費一部負担限度額改定 63,000 円 (非課税世帯 35,400 円) 多数該当 4 回目から 37,200 円 (非課税 世帯 24,600 円)	4月 ▼保険料改定 賦課限度額 460,000 円
6		10月 ▼入院時食事療養費の新設 ▼訪問看護療養費制度の新設 ▼出産育児一時金の新設 (助産費と育児手 当金を統合) 300,000 円 ▼移送費新設	4月 ▼保険料改定 均等割額 15,900 円 (6 年度に限る) 所得割率 133.7/100 (6 年 度に限る) 賦課限度額 500,000 円
7	4月 ▼老人医療一部負担金の改定 外来 1,010 円/月	7月 ▼結核・精神医療給付金の新設 (公費負担 医療を保険優先へ移行)	4月 ▼保険料改定 均等割額 16,800 円 所得割率 119/100
8	4月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 710 円/日 外来 1,020 円/月	6月 ▼高額療養費一部負担限度額改定 63,600 円 (非課税世帯 35,400 円据置) 10月 ▼入院時食事療養費の標準負担額の改定	4月 ▼保険料改定 均等割額 19,500 円 所得割率 155/100 賦課限度額 520,000 円
9	4月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 1,000 円/日 非課税世帯の入院 500 円/日 (限度撤廃) 外来 同一医療機関ごとに 500 円/日 (月 4 回を限度)	4月 ▼葬祭費改定 60,000 円 9月 ▼外来薬剤一部負担金新設	4月 ▼保険料改定 均等割額 22,500 円 所得割率 162/100

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
10	4月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 1,100 円/日 (入院のみ)、 低所得者は据置	4月 ▼出産育児一時金改定 350,000 円 ▼葬祭費改定 70,000 円	4月 ▼保険料改定 均等割額 26,100 円 所得割率 187/100 賦課限度額 530,000 円
11	4月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 1,200 円/日 外来 同一医療機関ごとに 530 円/日 (月 4 回を限度)、 低所得者は据置 7月 ▼老人医療対象者の薬剤一部負 担金軽減		
12	4月 ▼特別区国民健康保険事業調整 条例廃止 (都区制度改革によ り、特別区国保事業調整に関す る共通基準により定めること となる) ▼法改正により、資格証明書発行 の義務化 ▼介護保険法施行 ▼保険料(介護分)の新設		4月 ▼医療分改定 所得割率 194/100 ▼介護納付金賦課額分保険料 (40歳~65歳未満被保険者) 均等割額 7,200 円 所得割率 21/100 賦課限度額 70,000 円
13	1月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院医療費の 1 割(上限額有) 外来 病院: 医療費の定率 1 割(上限 額有) 診療所: 医療費の 1 割 (上限 額有) 又は 800 円/日(月 4 回 限度) ▼老人医療外薬剤一部負担金の 廃止 ▼老人医療高額医療費の新設 一般 37,200 円 非課税世帯 24,600 円 非課税世帯の老齢福祉年金受 給者 15,000 円 長期特定疾病 10,000 円	1月 ▼高額療養費一部負担限度額改定 上位所得者 (新設) 121,800 円+ (医療費-609,000 円) ×1%、 多数該当の 4 回目から 70,800 円 一般 63,600 円+ (医療費-318,000 円) ×1%、 多数該当の 4 回目からは 37,200 円 非課税世帯 多数該当の 4 回目からは 24,600 円 ▼入院時食事療養費の標準負担額の改定一 般 780 円/日 ▼海外療養費の新設	4月 ▼医療分改定 均等割額 27,300 円 ▼介護分改定 均等割額 8,100 円 所得割率 27/100

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
14	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼老人医療一部負担金の改定 病院：外来医療費の定率1割 (病床数により月額上限異なる) 診療所：外来医療費の1割(上限額有)又は850円/日(月4回限度) <p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼医療制度改革 老人医療対象年齢の段階的引き上げ ▼高齢受給者証の新設 老人医療1割(一定以上所得者2割) ▼外来の診療所定額制度廃止 	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼出産育児一時金委任払い制度新設(区内医療機関での出産の場合) <p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼一般被保険者・退職被保険者等一部負担金の改定 3歳未満 2割 3歳～69歳 3割(退職者本人は従前どおり) 70歳以上 1割(「一定以上所得者」は2割) ▼高額療養費一部負担限度額改定 上位所得者 139,800円+(医療費-699,000円)×1%、 多数該当の4回目からは77,700円 一般 72,300円+(医療費-361,500円)×1%、 多数該当の4回目からは40,200円 ▼70歳以上(老人医療該当者を除く)の高額療養費自己負担額新設 外来(個人単位) 一定以上所得者 40,200円 一般 12,000円 低所得者Ⅰ・Ⅱ 8,000円 入院+外来(世帯単位) 一定以上所得者 72,300円+(医療費-361,500円)×1% 多数該当の4回目からは40,200円 一般 40,200円 低所得Ⅱ 24,600円 低所得者Ⅰ 15,000円 	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼介護分改定 均等割額 7,800円 所得割率 26/100
15	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼被保険者証ひとり1枚のカード様式に変更 	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼退職被保険者等一部負担金の改定 3歳～69歳 3割 ▼外来薬剤一部負担金の廃止 ▼特例療養費の廃止 ▼高額療養費自己負担限度額改定 上位所得者 139,800円+(医療費-466,000円)×1%、 多数該当の4回目からは77,700円 一般 72,300円+(医療費-241,000円)×1%、 多数該当の4回目からは40,200円 ▼結核・精神医療給付金の給付対象が区民税非課税の者に限定 20歳以上 本人非課税 20歳未満 世帯主非課税 	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼医療分改定 均等割額 29,400円 所得割率 204/100 ▼介護分改定 均等割額 9,000円 所得割率 32/100

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
16		4月 ▼出産育児一時金委任払い制度拡充(区内医療機関から都内医療機関へ)	4月 ▼医療分改定 均等割額 30,200円 所得割率 208/100 ▼介護分改定 均等割額 10,800円 所得割率 40/100 賦課限度額 80,000円
17	11月 ▼コンビニ収納開始		4月 ▼医療分改定 均等割額 32,100円 ▼介護分改定 均等割額 12,000円 所得割率 49/100
18		10月 ▼70歳以上の「一定以上所得者」の一部負担金改定 3割 ▼高額療養費自己負担限度額改定 70歳未満の課税世帯 80,100円+ (医療費267,000) × 1% 上位所得者世帯 150,000円+ (医療費-500,000) × 1% 70歳以上の一般 外来・入院 (世帯単位) 44,400円 現役並み所得者 外来 44,400円 外来・入院 (世帯単位) 80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% ▼人工透析を要する70歳未満の上位所得者の自己負担限度額を20,000円に改定 ▼特定療養費を廃止し、保険外併用療養費を新設入院時生活療養費新設	4月 ▼医療分改定 均等割額 33,300円 所得割率 182/100 ▼介護分改定 均等割額 12,000円 所得割率 47/100
19		4月 ▼70歳未満被保険者の入院に係る高額療養費現物給付化(「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の新設) ▼出産育児一時金の受取代理制度の開始(従来の受領委任払制度を拡充)	4月 ▼医療分改定 均等割額 35,100円 所得割率 124/100 ▼介護分改定 所得割率 30/100 賦課限度額 90,000円

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
20	<p>4月</p> <p>▼医療制度改革 「高齢者の医療の確保に関する法律の改正」 「後期高齢者医療制度の創設」 「老人保健制度の廃止」 「前期高齢者財政調整制度開始」 「退職者医療制度の廃止（平成26年度までの間における65歳未満の退職被保険者を対象として、当該被保険者が65歳になるまで存続）」 「特定健康診査・特定保健指導の実施」 「後期高齢者支援金等賦課額分の保険料新設（支援金分）」</p>	<p>4月</p> <p>▼高額医療・高額介護合算療養費の創設 ▼70歳以上（一般所得者）の一部負担金改定 2割 （ただし、特例措置により1割に据置） ▼70歳以上（一般所得者）の自己負担限度額改定 入院 62,100円 外来（個人ごと） 24,600円 （ただし、附則で読み替え、据置） ▼一部負担金の改定 3歳未満2割から義務教育就学前2割へ対象者拡大 ▼療養病床に入院する65～69歳の被保険者の食費・居住費の見直し 一般 食費 460円 居住費 1日 320円 非課税世帯 食費 210円 居住費 1日 320円</p> <p>1月</p> <p>▼出産育児一時金改定 380,000円</p>	<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 28,800円 所得割率 90/100 賦課限度額 470,000円 ▼介護分改定 均等割額 11,100円 所得割率 23/100 ▼後期高齢者支援金等賦課額 均等割額 8,100円 所得割率 27/100 賦課限度額 120,000円</p>
21		<p>10月</p> <p>▼出産育児一時金改定 420,000円 ▼出産一時金等の医療機関等への直接支払制度開始</p>	<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 27,600円 所得割率 68/100 賦課限度額 470,000円 ▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 9,600円 所得割率 26/100 賦課限度額 120,000円 ▼介護分改定 均等割額 11,100円 所得割率 20/100</p> <p>10月</p> <p>▼年金からの保険料差引開始（65歳～74歳の一部）</p>
22	<p>9月</p> <p>▼納付案内センターによる電話催告の実施</p>	<p>4月</p> <p>▼非自発的軽減措置制度（給与所得を30/100にみなして高額療養費・高額介護合算療養費を判定）</p>	<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 31,200円 所得割率 80/100 賦課限度額 510,000円 ▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 8,700円 所得割率 23/100 賦課限度額 130,000円 ▼介護分改定 均等割額 12,000円 所得割率 19/100 賦課限度額 100,000円 ▼非自発的軽減措置制度（給与所得を30/100にみなして保険料を算定）</p>

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
23			<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼保険料計算方式を住民税方式から旧ただし書き方式に変更 ▼医療分改定 <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 31,200円 所得割率 6.13% 賦課限度額 510,000円 ▼後期高齢者支援金分改定 <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 8,700円 所得割率 1.96% 賦課限度額 140,000円 ▼介護分改定 <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 13,200円 所得割率 1.51% 賦課限度額 120,000円 ▼保険料計算方式の変更に伴い激変緩和措置を2年間に限って一部に導入
24	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼納付案内センターによる訪問催告の実施 <p>7月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼外国人に対する国保の被保険者資格要件変更 	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼70歳未満被保険者の外来に係る高額療養費現物給付化（「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の適用） 	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼医療分改定 <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 30,000円 所得割率 6.28% 賦課限度額 510,000円 ▼後期高齢者支援金分改定 <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 10,200円 所得割率 2.23% 賦課限度額 140,000円 ▼介護分改定 <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 14,100円 所得割率 1.64% 賦課限度額 120,000円
25	<p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼ペイジー口座振替サービスの開始 		<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼医療分改定 <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 30,600円 所得割率 6.02% 賦課限度額 510,000円 ▼後期高齢者支援金分改定 <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 10,800円 所得割率 2.34% 賦課限度額 140,000円 ▼介護分改定 <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 15,000円 所得割率 1.76% 賦課限度額 120,000円 ▼保険料計算方式の変更に伴う激変緩和措置の終了に伴い、住民税非課税者に対し新たな減額措置を2年間実施する。

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
26		<p>4月</p> <p>▼70歳以上（一般所得者）の一部負担金軽減特例措置の終了 新70歳～ 2割 （ただし、既70歳の者は1割に据置）</p> <p>▼高額療養費自己負担限度額等改定 70歳以上（一般所得者） 附則上の扱いを本則上も同額に改定 入院 44,400円 外来（個人ごと） 12,000円</p> <p>1月</p> <p>▼高額療養費自己負担限度額等改定 70歳未満 所得区分を3→5区分に変更 ア 252,600円+(医療費-842,000)×1% イ 167,400円+(医療費-558,000)×1% ウ 80,100円+(医療費-267,000)×1% エ 57,600円 オ 35,400円</p>	<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 32,400円 所得割率 6.30% 賦課限度額 510,000円</p> <p>▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 10,800円 所得割率 2.17% 賦課限度額 160,000円</p> <p>▼介護分改定 均等割額 15,300円 所得割率 1.81% 賦課限度額 140,000円</p> <p>▼保険料均等割額の減額（減額賦課） 5割、2割の対象拡充</p>
27	<p>1月</p> <p>▼窓口業務等の一部委託開始 ▼マイナンバーの取扱開始</p>		<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 33,900円 所得割率 6.45% 賦課限度額 520,000円</p> <p>▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 10,800円 所得割率 1.98% 賦課限度額 170,000円</p> <p>▼介護分改定 均等割額 14,700円 所得割率 1.56% 賦課限度額 160,000円</p>
28	<p>4月</p> <p>▼モバイルレジによる収納開始</p>	<p>4月</p> <p>▼課税世帯の入院時食事療養費の標準負担額改定 一食 260円→360円 （非課税世帯は据置）</p>	<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 35,400円 所得割率 6.86% 賦課限度額 540,000円</p> <p>▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 10,800円 所得割率 2.02% 賦課限度額 190,000円</p> <p>▼介護分改定 均等割額 14,700円 所得割率 1.54% 賦課限度額 160,000円</p>
29	<p>7月</p> <p>▼マイナンバーの情報連携開始</p> <p>3月</p> <p>▼保健事業の実施計画（データヘルス計画）第1期（平成30～32年度）策定</p>	<p>8月</p> <p>▼70～74歳の高額療養費自己負担額改定 現役並み所得者 外来（個人ごと） 44,400円→57,600円 一般 外来（個人ごと） 12,000円→14,000円 （年間上限 144,000円） 世帯（入院+外来） 44,400円→57,600円 （多数該当 44,400円）</p> <p>10月</p> <p>▼入院時生活療養費改定（1日あたり） 医療区分Ⅰ 320円→370円 医療区分Ⅱ・Ⅲ 0円→200円 （難病患者は据え置き 0円）</p>	<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 38,400円 所得割率 7.47% 賦課限度額 540,000円</p> <p>▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 11,100円 所得割率 1.96% 賦課限度額 190,000円</p> <p>▼介護分改定 均等割額 15,600円 所得割率 1.59% 賦課限度額 160,000円</p>

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
30	<p>4月</p> <p>▼国保制度改革 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が財政運営の責任主体となり国保運営に中心的な役割を担う ・被保険者証等の様式変更（制度改革後の証更新の際に順次変更） ・資格の取得、喪失は都道府県単位となる ・高額療養費の多数回該当は都道府県単位で通算する <p>1月</p> <p>▼糖尿病性腎症重症化予防事業開始</p>	<p>4月</p> <p>▼課税世帯の入院時食事療養費の標準負担額改定 一食 360円→460円 (非課税世帯は据置)</p> <p>8月</p> <p>▼70～74歳の高額療養費自己負担額改定</p> <p>現役並み所得者の区分細分化 外来（個人ごと）の自己負担限度額廃止</p> <p>現役並み所得者Ⅲ 世帯（入院+外来） 252,600円+(医療費-842,000)×1%</p> <p>現役並み所得者Ⅱ 世帯（入院+外来） 167,400円+(医療費-558,000)×1%</p> <p>現役並み所得者Ⅰ 世帯（入院+外来） 80,100円+(医療費-267,000)×1%</p> <p>一般 外来（個人ごと） 14,000円→18,000円 (年間上限 144,000円)</p>	<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 39,000円 所得割率 7.32% 賦課限度額 580,000円</p> <p>▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 12,000円 所得割率 2.22% 賦課限度額 190,000円</p> <p>▼介護分改定 均等割額 15,600円 所得割率 1.34% 賦課限度額 160,000円</p>
令和元	<p>4月</p> <p>▼残薬調整事業補助実施 (～令和2年度)</p> <p>2月</p> <p>▼健診異常値放置者受診勧奨事業開始</p>		<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 39,900円 所得割率 7.25% 賦課限度額 610,000円</p> <p>▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 12,300円 所得割率 2.24% 賦課限度額 190,000円</p> <p>▼介護分改定 均等割額 15,600円 所得割率 1.40% 賦課限度額 160,000円</p>
2	<p>7月</p> <p>▼新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免実施</p> <p>3月</p> <p>▼保健事業の実施計画（データヘルス計画）第2期（令和3～5年度）策定</p>	<p>5月</p> <p>▼新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給実施開始</p>	<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 39,900円 所得割率 7.14% 賦課限度額 630,000円</p> <p>▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 12,900円 所得割率 2.29% 賦課限度額 190,000円</p> <p>▼介護分改定 均等割額 15,600円 所得割率 1.76% 賦課限度額 170,000円</p>

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
3	<p>7月 ▼新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免実施</p> <p>10月 ▼マイナンバーカードの保険証利用開始</p> <p>10月 ▼キャッシュレス決済開始</p>		<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 38,800円 所得割率 7.13% 賦課限度額 630,000円</p> <p>▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 13,200円 所得割率 2.41% 賦課限度額 190,000円</p> <p>▼介護分改定 均等割額 17,000円 所得割率 2.25% 賦課限度額 170,000円</p>
4	<p>4月 ▼未就学児の均等割保険料の軽減措置</p> <p>6月 ▼新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免実施</p> <p>10月 ▼キャッシュレス決済拡充</p>		<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 42,100円 所得割率 7.16% 賦課限度額 650,000円</p> <p>▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 13,200円 所得割率 2.28% 賦課限度額 200,000円</p> <p>▼介護分改定 均等割額 16,600円 所得割率 2.39% 賦課限度額 170,000円</p>
5	<p>6月 ▼新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免実施（令和4年度相当分まで）</p> <p>10月 ▼キャッシュレス決済拡充</p> <p>1月 ▼産前産後期間における国民健康保険料の免除実施</p> <p>3月 ▼第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）策定</p>	<p>4月 ▼出産育児一時金改定 500,000円</p>	<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 45,000円 所得割率 7.17% 賦課限度額 650,000円</p> <p>▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 15,100円 所得割率 2.42% 賦課限度額 220,000円</p> <p>▼介護分改定 均等割額 16,200円 所得割率 2.13% 賦課限度額 170,000円</p>
6	<p>4月 ▼退職者医療制度廃止</p>		<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 49,100円 所得割率 8.69% 賦課限度額 650,000円</p> <p>▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 16,500円 所得割率 2.80% 賦課限度額 240,000円</p> <p>▼介護分改定 均等割額 16,500円 所得割率 2.28% 賦課限度額 170,000円</p>

北区の国保
令和6年度(令和5年度実績)
令和6年10月発行

刊行物登録番号
6 - 1 - 065

<発行>
東京都北区区民部国保年金課
東京都北区王子本町一丁目 15 番 22 号
電話 3908-1130(ダイヤルイン)